新潟県 GAP 推進マニュアル

暫定版

平成２２年３月

目　　次

はじめに

1　GAP 導入の目的とメリット …… 1

（1）GAP とは …… 1
（2）GAP 導入のメリット …… 1
（3）GAP 導入により期待されるその他のメリット …… 2

2　GAP の導入に向けての取組 …… 3

（1）GAP 導入の考え方 …… 3
（2）GAP の実践に向けて …… 4
Step 1　計画を立てましょう …… 4
Step 2　農場管理規定に従って適正な農業を実践しましょう …… 6
Step 3　実践した効果を検証し、内容を見直しましょう …… 6
Step 4　見直しの結果を次回の作付けで実践しましょう …… 6
（3）　GAP の導入・普及上のポイント …… 7

3　作物別 GAP チェックシート（例）の活用について …… 9

参考1　作物別 GAP チェックシート（例） …… 11

（1）普通作物　米（水稲） …… 11
（2）園芸（野菜） …… 27
（3）園芸（果樹） …… 43
（4）きのこ（菌床きのこ栽培） …… 59
（5）きのこ（原木しいたけ栽培） …… 67
（6）飼料作物 …… 75

参考2　GAP の国内外の動向 …… 81

参考及び引用文献 …… 82

はじめに

県では、平成 17 年 10 月に「にいがた食の安全・安心条例」を制定し、この中で安全で安心な食品等の提供を促進するため、生産の各段階における安全確保の取組を促進することとしています。

また、平成 18 年 3 月に定めた「新潟県環境保全型農業推進方針」では、環境 と調和した農業の推進や安全・安心な食料の提供のため、GAP の推進を図ることとしたところです。

食料の安全の確保のためには、農業者が危害についての「正しい認識（リスク認識）」を持つとともに、その認識に基づいた「適正な農場管理」を行うことが重要であり、一般的な管理手法として、最終出荷品の安全確認を行う結果管理（ファイナルチェック）方式を採用していますが、農産物生産の場合は、同じ産地でも農業者間、ほ場間でその生産環境が異なるため、抽出検査だけで全ての農産物の安全を確保するのは難しいという現実があります。

これを解決するためには、予め生産工程に沿って危害要因を分析し、重要管理点と対策を定めて重点的にリスク管理を行う工程管理（プロセスチェック）方式が有効であり、これを農業に適用させたものが GAP(Good Agricultural Practice) です。

本マニュアルは、産地等が一体となり GAP に取り組む実施手順の基本を例示していますので、より安全な農産物等の生産に向けて、今後、産地等において具体的な GAP の導入・実践に活用をお願いします。

なお、本マニュアルは、暫定版とし、国の標準的な GAP の項目が示された際に見直しを行う予定です。

1　GAP 導入の目的とメリット

（1）GAP とは

GAP は、Good Agricultural Practice の略称です。食品安全、環境保全、労働安全、品質向上など様々な目的で、「適切な農業生産を実施すること」です。

生産者は、消費者から求められる「食の安全・安心」に応えるために、自分の農場の生産工程を自らのリスク分析に基づいて、自ら管理し、改善を続けること、その結果として、持続可能な農業生産システムが確立され、農場経営が持続・発展することが可能になります。

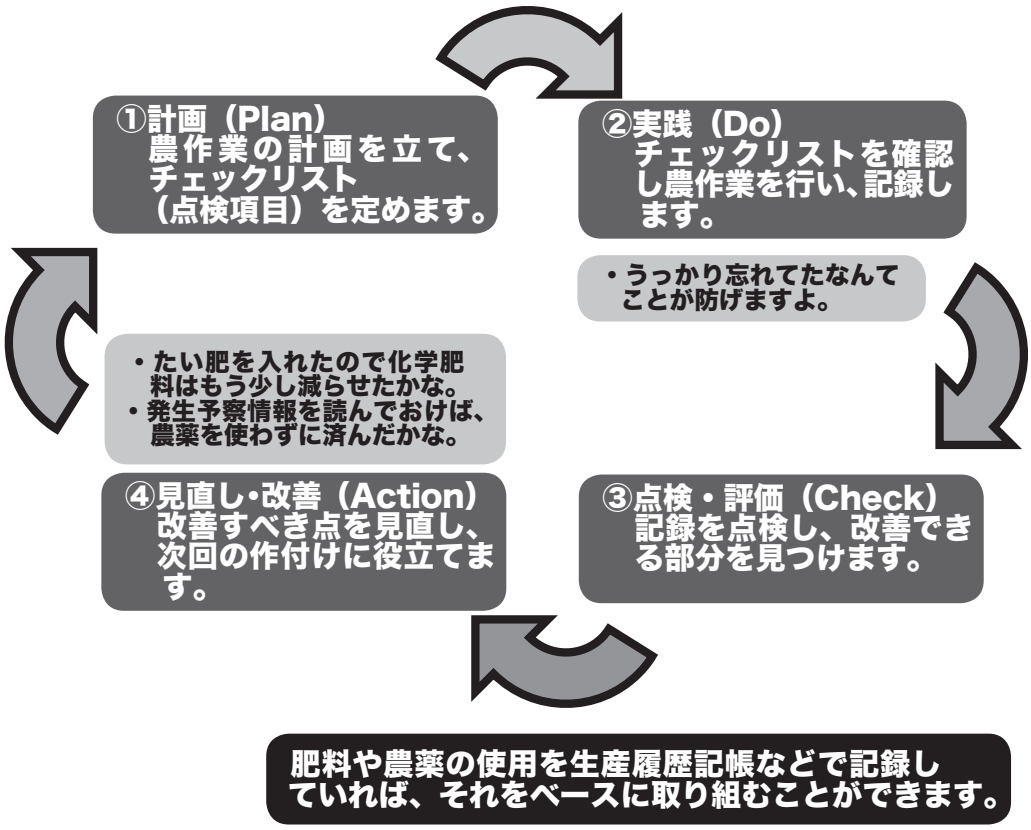

（2）GAP 導入のメリット

例えば、食品の安全性を確保するためのリスク管理の手法には、結果管理方式と工程管理方式の二つのタイプがあり、結果管理方式は、最終産物を対象に抜取り検査を行い、その結果、基準等に合致したものを流通させるという方式です。

これに対し、工程管理は、生産の各工程で必要な対策をあらかじめ定め、その確実な実施によって最終産物の安全性を確保する方式で、GAP はこちらの方式に含まれます。

食品の安全性を確保するため（リスク管理）の手法の特徴

	結果管理方式	工程管理方式
手　法	・最終産物を対象に抜取り検査 ・その検査結果、基準に合致したものが流通	・生産の各工程で必要な対策を予め定める。 ・その確実な実施により、安全性を確保
特　徴	・検査に供したサンプルは破壊、商品価値を失う。 ・サンプリング方法が検査精度へ影響 ・問題発生時の原因究明が困難 ・検査結果により回収・廃棄が必要	・工程ごとの対策を実施することにより、最終産物の安全性を確保 ・複数の危害要因に対応が可能

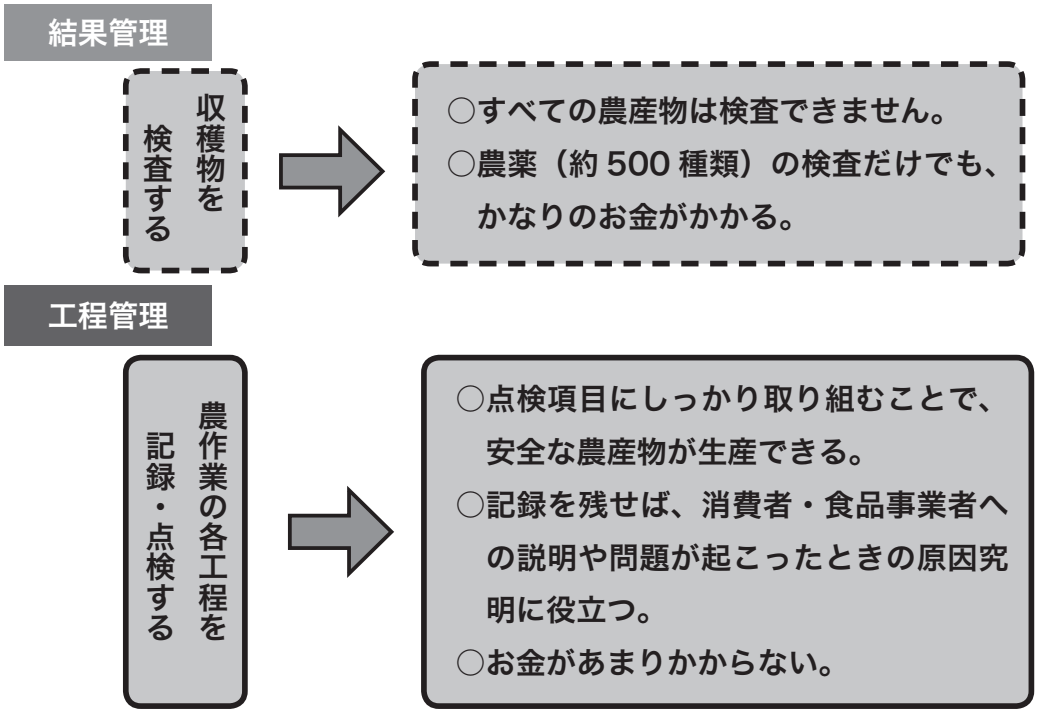

また、農産物は、外部環境から完全に隔離することのできないほ場等で生産され、さまざまな危害要因によるリスクにさらされる可能性があることから、安全性を確保するためには、GAP の導入が有効です。

（3）GAP 導入により期待されるその他のメリット

GAP に取り組むことは、農産物の安全性の確保の他、次のような場面においても効果が期待されます。

・的確な安全管理　→　安全な農産物を求める消費者の声に応えることができます。
・適正な栽培管理　→　農産物の品質が向上します。
・農作業方法の見直し　→　農作業の効率化や農業経営の改善によりコストが低減します。
・農薬使用などの記録　→　GAP の内容を提示することで、量販店などに対する信頼性が高まります。
・農作業の安全確認　→　農作業中のミスや事故が低減し作業者の安全性が確保されます。

2　GAP の導入に向けての取組

（1）GAP 導入の考え方

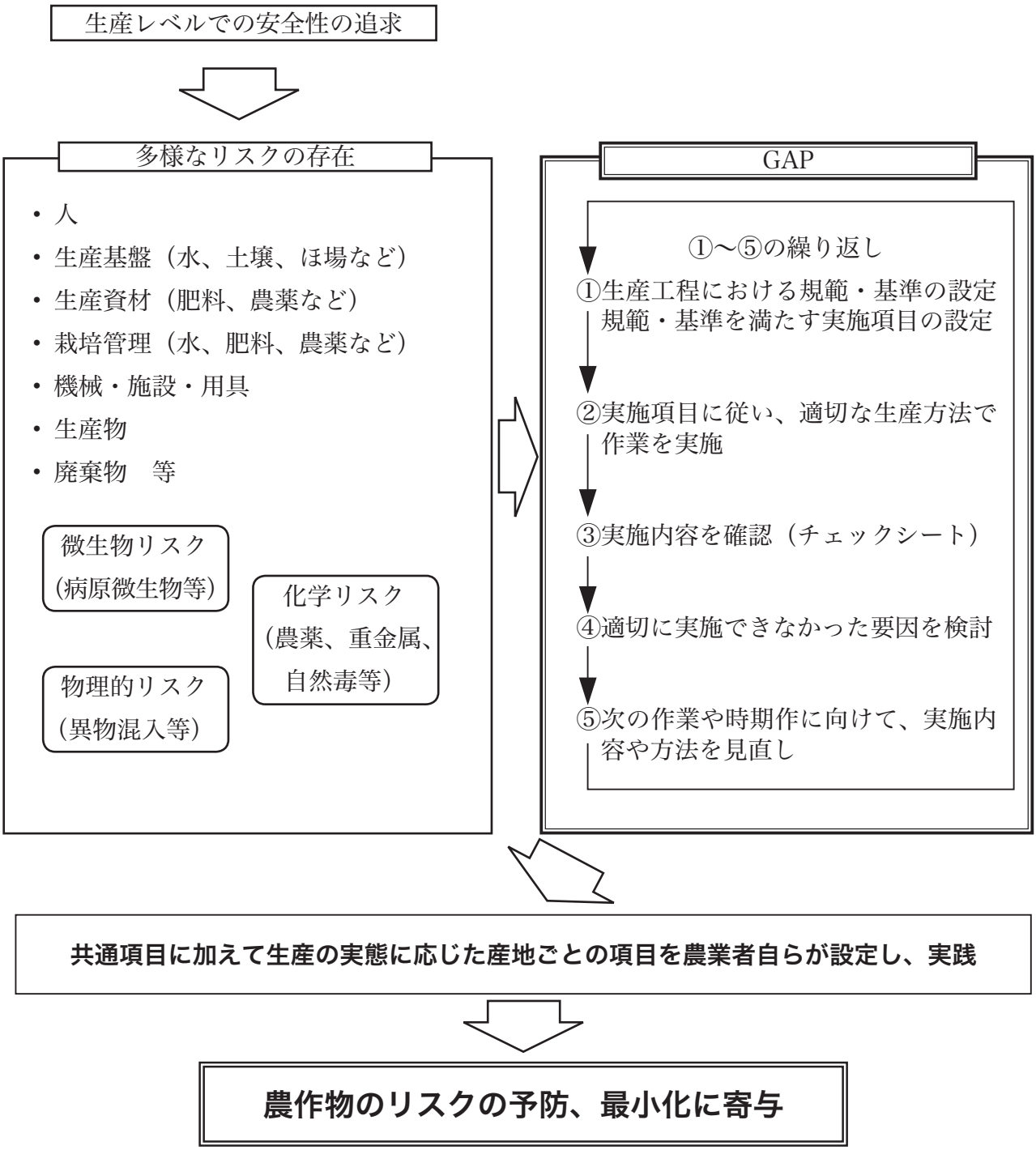

（2）GAP の実践に向けて

Step 1　計画を立てましょう

ア　産地等における体制の整備

GAP を策定する場合は、参加する農業者全員が同じレベルの取組を実施する必要があること、集出荷方法などの見直しも必要になることなどから、産地全体で取り組む体制の整備が不可欠です。

このため、ＪＡ等が中心となって既存組織などを活用して農業者が参画する推進組織を編成することが重要です。

また、GAP には、専門的な知識が必要な場合があることから、県地域振興局等の指導機関や学識経験者等による指導を受けることを考慮した組織体制にしておくことも重要です。

イ　GAP 策定のための事前準備［手順１～３］

○産地等における GAP の導入体制の整備や、地域の農業生産の実態把握等、GAP の策定の事前準備を進めます。		
手順１	**○農産物の特徴の確認**	・農産物の性質や特徴を把握
ポイント	GAP の対象となる農産物の性質（品質の持続性等、消費実態、生食あるいは加熱調理等）などの特徴を明らかにします。	
手順２	**○ほ場や生産施設の立地条件等の把握**	・対象ほ場や施設等の特定、立地状況の把握 ・農産物の作付状況、周辺環境の状況等の把握
ポイント	対象となるほ場や共同出荷施設等を特定し、その立地条件を把握するとともに、農産物の作付状況や周辺環境の状況等も把握します。	
手順３	**○生産工程の整理・把握**	・は種から出荷までの生産工程を把握 ・栽培暦・防除暦等との合致を確認 ・生産工程図の作成 ・生産工程の特徴を把握
ポイント	は種から出荷までの農産物の生産工程を整理した「生産工程図」を作成し、生産現場の実態と合致しているかどうかを確認します。	

ウ　GAP の策定［手順４～７］

○アの事前準備で収集･整理したデータや、作成した生産工程図に基づき、GAP を策定します。		
手順４	**○危害分析の実施**	・危害要因のリストアップ ・危害要因の存在の可能性の検討 病原性微生物 重金属類 残留農薬 異物、異品種の混入　等
ポイント	手順３で作成した「生産工程図」を基に、生産工程の中で危害要因の存在の可能性を予測します。	

手順５	**○対策の整理**	・危害要因の対策の検討、とりまとめ ・生産工程とリスク管理の一覧表を作成
ポイント	手順４の危害分析をもとに、それぞれの危害要因ごとに、生産工程とリスク管理の内容の一覧表を作成します。	
手順６	**○管理点の策定**	・危害要因の対応順位づけ ・危害要因の発生を抑えるための手法や手順は効果的で実現可能なものとする
ポイント	手順５で作成した「生産工程とリスク管理の内容」をもとに、生産現場の実態や対応すべき危害要因（以下管理点という）の優先順位などを整理し、その発生を抑えるためのより効果的で実現可能な 手法や手順を検討します。 GAP の中に示される管理点は、必ず実施しなければならないもの（必須項目）、重要度が高いもの（重要項目）、生産工程によって実施する必要があるもの（努力項目）等に分類します。 また、既にＪＡの生産履歴記帳運動などに取り組んでいる産地では、この運動の一環として実施している項目をルールに反映するなど、現場の実態に応じた方法を採用することが重要です。	
手順７	**○農場管理規定の作成**	・管理項目を役割ごとに整理 ・生産者が実施すべき項目を農場管理規定として作成
ポイント	手順６で作成した管理点の中から、以下の項目に分類します。 ○団体の責任者が実施する項目 ○生産者メンバーに文書などで渡しておけばすむ項目 ○生産者メンバーが実施する項目 生産者が実施する項目を分かりやすく書き直し、農場管理規定として生産者に配付します。	
その他１	**○効果・実効性の検証方法の設定**	・GAP の検証方法を設定 ・確認者、確認方法を規定
	策定した GAP の内容に間違いや抜け落ちた点がないか、また効果的に実践されているかなどを検証する方法を設定します。 例えば、産地内の農業者が相互に確認し合う、ＪＡなどの機関が確認する、外部の流通業者や消費者が確認する方法などが考えられます。	
その他２	**○文書、記録の保管・管理の方法の設定**	・GAP の取組記録の保管・管理方法を設定
ポイント	GAP に関する文書や記録の保管・管理の方法を設定します。 事故が起きた場合でも、記録を基に迅速で適切な対応が可能となり、産地の信頼確保などの効果が期待できます。	

Step 2　農場管理規定に従って適正な農業を実践しましょう

手順１	**○農場管理規定に従った農業の実践**	・実践項目を確認し、農業生産を実践 ・産地として実践する項目も同様に実践
ポイント	農場管理規定（農場管理マニュアル）に従って実践するとともに、実践項目が確実に実践できたか記録していきます。 実践できなかった場合は、その理由を記録しておくことで、次回の改善につなげることができます。 **実践できなかった項目は、その後、本当に実践する必要があるかどうかを見直すことで、よりよいGAPにつなげることができます。**	

Step 3　実践した効果を検証し、内容を見直しましょう

GAPの実践項目が、実効性を伴って確実に実施されるためには、GAPの効果を定期的に検討し、必要に応じて策定した農場管理規定を見直していくことが不可欠です。

また、見直しに当たっては、取組の定着の程度を見極めながら、管理レベルが向上するよう努めるとともに、リスク低減効果とコストや作業量などを比較することにより、より合理的な管理方法を選択することが重要です。

Step 4　見直しの結果を次回の作付けで実践しましょう

Step 3で見直した結果をGAPに反映させ、次回の作付けで実行しましょう。この一連の取組を繰り返すことで、よりレベルの高い取組となります。

（3） GAP の導入・普及上のポイント

◯産地等全体で取り組む

一人の農業者の生産した農産物の汚染や法令違反等によって産地全体の信頼性の低下を招く可能性があります。

このため、GAP の導入に当たっては、産地全体で取り組むことが重要になります。また、産地を構成する農業者や関係者一人一人の安全に対する意識の向上を図ることが極めて重要です。

◯ PDCA サイクル等による継続実施

産地等における GAP の取組は、「作って終わり」ではなく、農場管理に関する知識の取得やレベルアップのための研鑽を、PDCA サイクル等により継続していくことで、よりレベルの高い取組となることを理解しておく必要があります。

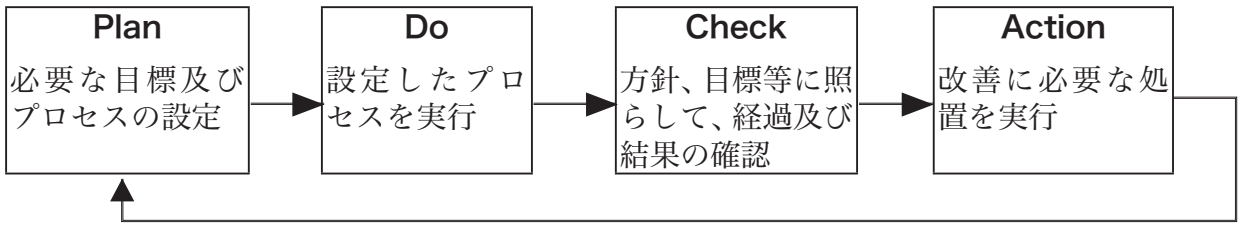

3　作物別 GAP チェックシート（例）の活用について

本マニュアルでは、農業者と産地等が地域ぐるみで GAP に取り組むことを想定して作物別に GAP チェックシートを例示していますので活用してください。

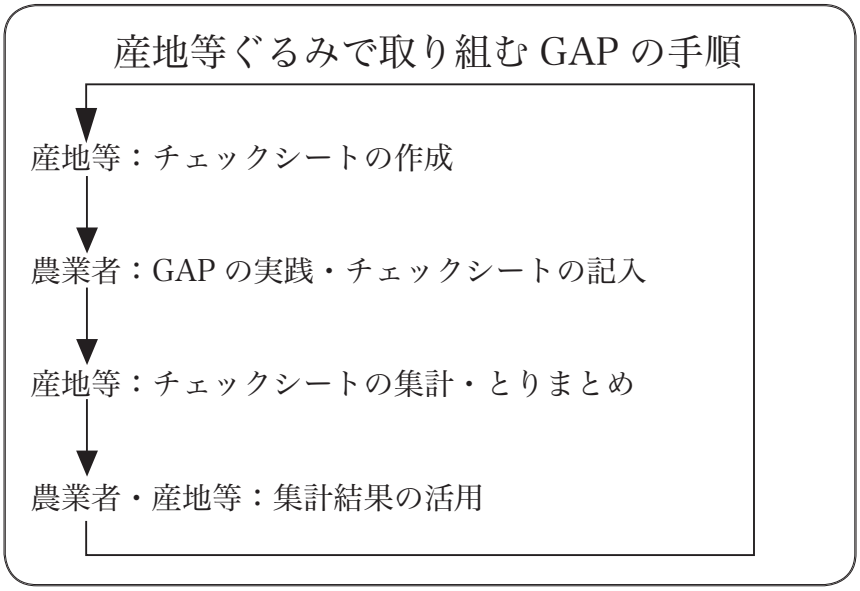

◯留意点

チェックシート（例）は、GAP 策定に当たっての基本的・入門的な項目について記載しています。

このため、それぞれの産地において、生産実態に応じた GAP の策定を進める際に、産地によっては必要のない項目、又は不足している項目が考えられますので、こうした点に留意して活用をお願いします。

参考１　作物別 GAP チェックシート（例）

（１）普通作物　米（水稲）

米（水稲）の一般的生産工程図（例）

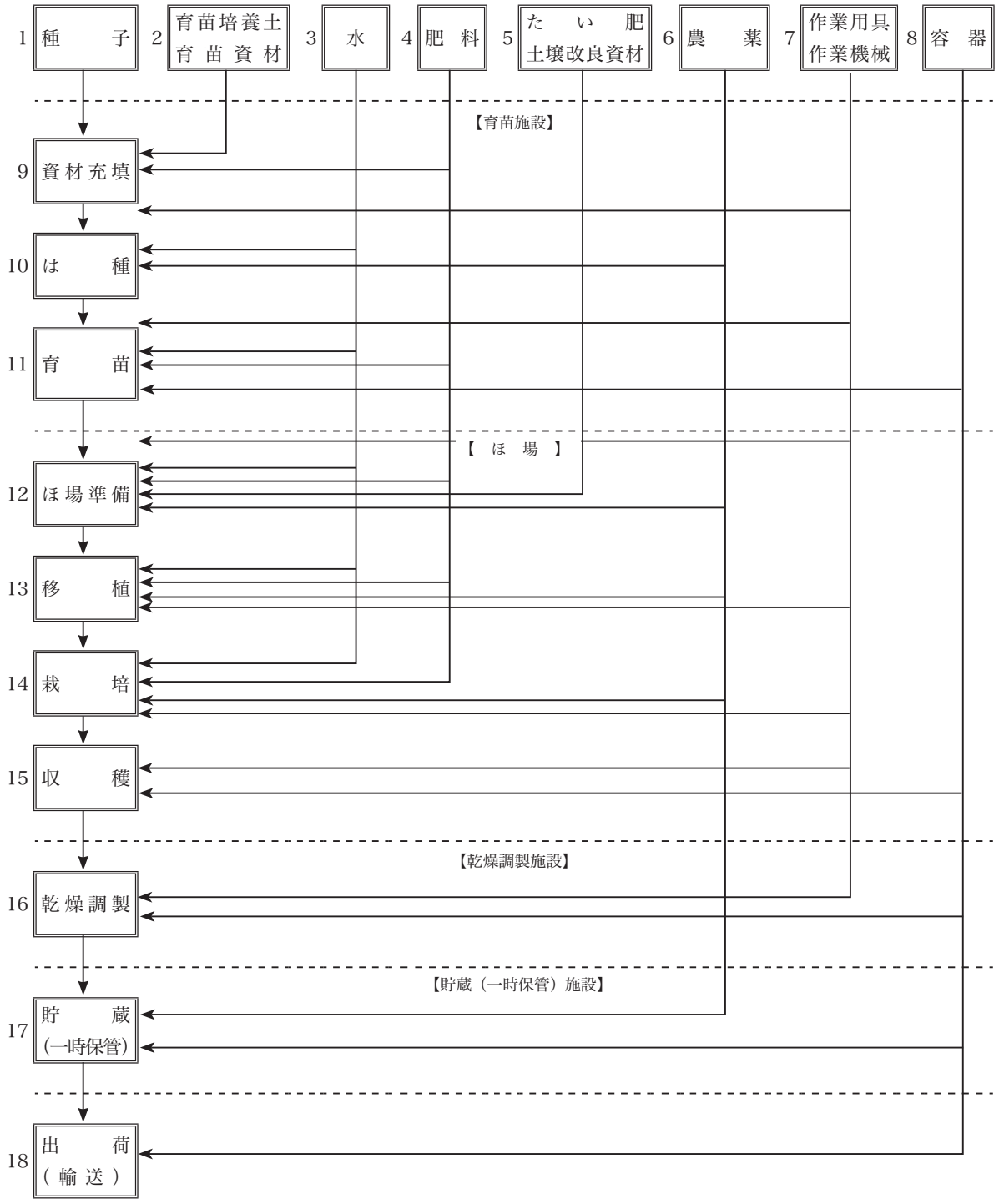

※ほ場準備　・耕起
・土壌改良資材／たい肥／肥料施用　など

※栽　　培　・水管理
・農薬散布　など

○ 米（水稲）の生産工程とリスク管理の内容

エリア	管理対象	食品危害要因	危害をもたらす要因	対策方法
は種・育苗工程				
育苗施設	• 種子 • 農薬（種子消毒） • 床土	• 登録のない農薬等	• 作業者の保管管理不良 • 農薬の処理方法の不備 • 汚染土壌 • 土壌 pH	• 購入した種子袋の中札や購入伝票による品種の確認 • 種子消毒に関する記録の確認 • 適切な保管管理と購入伝票等による登録農薬の確認 • 登録農薬の使用と農薬使用基準の遵守の徹底 • 床土や使用資材に関する記録の確認
ほ場準備・移植・栽培工程				
ほ場	• 土壌（ほ場及び周辺環境）	• カドミウム（注１）	• 土壌のカドミウム汚染 • 土地の生産履歴 • 周辺環境の汚染	• ベントナイトを施用し床締めを実施 • 土壌の酸性度（ｐＨ）を中性にする肥料を施用 • 土地の生産履歴や周辺環境の確認、廃棄物の管理
	• 水	• カドミウム（注１）	• 原水の汚染	• 水源の確認 • 用水の変更
	• 農薬	• 登録のない農薬等 • 基準値以上の残留農薬	• 作業者の保管管理不良 • 農薬の処理方法の不備	• 適切な保管管理と購入伝票等による登録農薬の確認 • 登録農薬の使用と農薬使用基準の遵守の徹底
	• 水管理	• カドミウム（注１）	• 出穂前３週間から出穂後 25 日間の湛水管理不良	• 出穂前３週間から出穂後 25 日間の湛水管理の徹底
収穫工程				
ほ場	• 栽培管理	• かび毒 • 異種穀粒 • 異物	• 稲の倒伏 • 収穫時期の不徹底 • そば等の混在	• 生育診断に基づく栽培管理による倒伏防止 • 適期に収穫できるように計画し、適期収穫の徹底 • そば等の除去
	• 作業用具・機械	• 異種穀粒 • 異物	• 収穫作業用具 • 機械の管理（清掃、洗浄）不良 • そば等の異種穀粒の混入	• 収穫作業用具・機械の点検維持 • そば等の異種穀粒の除去
	• 容器	• 異物	• 不適切な保管及び取り扱い	• 保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い
乾燥調製工程				
乾燥調製施設	• 作業者の衛生	• 異物	• 作業者の衛生管理不良	• 作業服の清潔さ維持
	• 乾燥調製施設 • 乾燥調製機械	• かび毒 • 異種穀粒 • 異物	• 乾燥調製施設、乾燥調製機械の衛生管理不良 • 水分含量の管理不良 • 選別不良 • そば等の異種穀粒の混入 • 小動物・衛生昆虫の侵入	• 乾燥調製施設、乾燥調製機械の清潔さ維持、廃棄物の管理 • 乾燥終了後、ロット毎の水分含量の点検の徹底 • 比重選別による異物等の選別 • 小動物・衛生昆虫の生息点検と防除（施設点検、補修、清掃、駆除）
	• 容器（コンテナ）	• 異物	• 不適切な保管及び取り扱い	• 保管環境の清潔さ維持と衛生的な取り扱い
	• 運搬車両	• 異物	• 運搬車両の管理（清掃、洗浄）不良	• 運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス
貯蔵（一時保管）工程				
貯蔵施設	• 作業者の衛生	• 異物	• 作業者の衛生管理不良	• 作業服の清潔さ維持
	• 運搬車両	• 異物	• 運搬車両の管理（清掃、洗浄）不良	• 運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス
	• 容器（コンテナ）	• 異物	• 不適切な保管及び取り扱い	• 保管環境の清潔さ維持と衛生的な取り扱い
	• 貯蔵施設	• かび毒（かび）	• 貯蔵（一時保管）施設の衛生管理不良 • 温湿度管理の不徹底 • 小動物・衛生昆虫の侵入	• 貯蔵施設の清潔さ維持とメンテナンス • 定期的な穀温の管理、サイロ内の確認の徹底 • 小動物・衛生昆虫の生息点検と防除（施設点検、補修、清掃、駆除）
	• 農薬散布（くん蒸）	• 基準値以上の残留農薬	• 農薬の処理方法の不備	• 農薬の使用基準の遵守の徹底
出荷（輸送）工程				
出荷（輸送）	• 作業者の衛生	• 異物	• 作業者の衛生管理不良	• 作業服の清潔さ維持
	• 運搬車両	• 異物	• 運搬車両の管理（清掃、洗浄）不良	• 運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス
	• 容器（コンテナ）	• 異物	• 不適切な保管及び取り扱い	• 保管環境の清潔さ維持と衛生的な取り扱い
	• 防水シート	• かび毒	• 使用資材の管理（清掃、洗浄）不良	• 使用資材の清潔さ維持

（注１）産地の実態に応じたオプション事項（特に地域性のある事項）

米（水稲）のＧＡＰ項目（例）

◎必須　○重要　△努力

目的	項目	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
食品安全	農薬の使用	1	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・研修会の開催	産地・団体事務局	農薬取締法 12条の3（農薬使用者が指導を受けることを規定）
					・研修会への参加	農業者	
		2	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	・購入前の資材のカタログ等の確認	農業者	農薬取締法 11条
		3	○	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、洗浄	・農薬使用前の防除器具等の十分な点検、洗浄	農業者	農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について 記のⅠの1の2の(4)
		4	◎	容器又は包装の表表示内容を遵守した農薬の使用	・容器又は包装の表示内容（①適用作物、②使用量、③希釈倍数、④使用時期、⑤使用回数（使用前に記録簿を確認）、⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない）、⑦使用上の注意）を確認	農業者	農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令 2条
		5	○	農薬散布時の周辺作物への影響の回避	・ドリフト低減対策の実施	農業者	農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（通知） 別紙2の(2)の1~5
		6	△	収穫物の残留農薬検査の実施	・収穫物の残留農薬検査の実施	産地・団体事務局	
	カドミウム濃度の低減対策	7	◎	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施	・出穂前後3週間の湛水管理 ・カドミウム吸収抑制資材の使用等	農業者	水稲のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル　平成21年度農業技術の基本指針 （Ⅲ）の1の（2）のア
		8	◎	湛水管理等の低減対策を実施した効果を確認		産地・団体事務局	
	収穫後作物の管理	9	◎	米穀の清潔で衛生的な取扱い	・高水分籾の長時間放置によるヤケ米の発生等品質事故を防ぐため、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を実施 ・毎日定時に穀温を監視･記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちにサイロ等ごとに全量ローテーションを実施	産地・団体事務局 農業者	食品衛生法 5条（食品の清潔で衛生的な取扱を規定） 大規模乾燥調製施設の設置･運営に当たっての留意事項について（通知） 別紙II3(1)、III4(5)、6
		10	◎	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	・貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃 ・異物の混入を防ぐため、コンバイン、コンテナの清掃を実施	産地・団体事務局 農業者	大規模乾燥調製施設の設置･運営に当たっての留意事項について（通知） 別紙II3(1)、別紙III2(1)イ、4(3)、5
環境保全	新たな知見・情報の収集	11	◎	作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報収集	・研修会の開催	産地・団体事務局	環境と調和の取れた農業生産活動規範点検活動の手引き 5の(6)
	農薬による環境負荷低減の低減対策	12	○	農薬の使用残りの調製液、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水の適正な処理	・資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託	農業者	農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令 1条5項、 農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（通知） 記Ⅰの2の(5)
		13	◎	水田からの農薬流出を防止する対策の実施	・1週間程度の止水 ・畦畔等の整備による漏水防止	農業者	農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令 1条5項、7条 農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（通知） 記Ⅰの2の(2)

目的	項目	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
環境保全	農薬による環境負荷の低減対策	14	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源植物の除去 ・抵抗性品種の導入 ・輪作体系の導入 ・ほ場及びほ場周辺の清掃　等	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範点検活動の手引き ５の(3) 総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針 Ⅱの２及び３
	農薬による環境負荷の低減対策	15	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報の発信	産地・団体事務局	環境と調和の取れた農業生産活動規範点検活動の手引き ５の(3) 総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針 Ⅱの２及び３
					・発生予察情報に基づく防除の実施	農業者	
		16	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・土着天敵の活用 ・フェロモン剤を活用した予防 ・物理的防除	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範点検活動の手引き ５の(3) 総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針 Ⅱの２及び３
		17	○	農薬散布時の周辺住民等への影響の回避	・無風又は風が弱いとき等、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に散布 ・周辺住民に対し、事前に農薬散布について十分周知 ・粒剤、DL（ドリフトレス）粉剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用	農業者	農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令 １条２項、６条 住宅地等における農薬使用について（通知） 記の１の(4)
	肥料による環境負荷の低減対策	18	○	県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施	・たい肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥 ・都道府県の施肥基準、ＪＡの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ・施肥用機械・器具の点検・整備　等	農業者	地力増進基本指針 Ⅲの第１の１の(1) 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の(2)
		19	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用量の把握	・土壌診断の実施 ・診断結果に基づく施肥指導	産地・団体事務局 農業者	地力増進基本指針 Ⅰの１の（2）、Ⅲの第１の２ 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の(2)
		20	○	水田代かき後の濁水流出の防止対策	・浅水代かき ・あぜぬり、あぜシートの利用　等	農業者	地力増進基本指針 Ⅲの第１の６ 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の(1)
	土壌の管理	21	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・標準的なたい肥施用基準に則したたい肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培・適地における不耕起栽培 ・多毛作及び輪作 ・適切な土壌改良資材の選択・施用　等	農業者	地力増進基本指針 Ⅲの第１の１の(1)、３～５ 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の(1)
		22	○	必要に応じ土壌浸食を軽減する対策の実施	・適地における不耕起栽培 ・作物栽培がない時期における被覆作物の栽培（草生栽培含む）　等	農業者	地力増進基本指針 Ⅲの第３ 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の(1)

目的	項目	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
環境保全	廃棄物の適正な処理・利用	23	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理	・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託　等	産地・団体事務局 農業者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 11条、12条、12条の3 環境と調和の取れた農業生産環境規範　点検活動の手引き 5の（4）
		24	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却しない ・住居集合地域では燃焼に伴って悪臭が生じるものを野外で大量に焼却しない	農業者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 16条の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 14条 悪臭防止法 15条
	廃棄物の適正な処理・利用	25	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元） ・たい肥資材、飼料、敷料等への用途に仕向ける　等	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(4)
	エネルギーの節減対策	26	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ・適切な温度管理 ・不必要な照明の消灯 ・エネルギー効率の良い機種の選択　等	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(5)
労働安全	危険作業等の把握等	27	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握や安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ・安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得研修 ・農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会 ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備	産地・団体事務局 農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第1の1（1） Ⅰの第1の2（1）、（5）
	農作業従事者の制限	28	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ・未熟な農作業者に対する熟練者による監視 ・準備体操や整理体操の実施 ・1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ・定期的な健康診断の受診	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第1の1（2） Ⅰの第1の2（1）
	服装及び保護着具の着用等	29	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用 ・飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用 ・回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽等の着用 ・高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 ・粉塵のある作業場所における、防塵メガネや防塵マスク等の着用 ・防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第1の2（2） Ⅰの第3の1（4） Ⅰの第4の1（1）～（5） Ⅰの第4の2（1）～（7） Ⅰの第6の2（3）～（5） Ⅰの第7の1（3）
	作業環境への対応	30	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応	・危険箇所の表示板設置等の実施 ・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ・ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ・酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等の実施 ・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第3の1～5 Ⅰの第4の2、3

目的	項目	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
労働安全	機械等の導入・点検・整備・管理	31	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管等	・機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ・中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ・機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ・機械等において指定された定期交換部品の交換 ・安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ・保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第１の１（1） Ⅰの第１の２（3） Ⅰの第５の１ Ⅰの第５の２（3） Ⅰの第５の３（1）～（3） Ⅰの第７の１（2） 農作業安全対策の推進について（通知） 記の５
	機械等の利用	32	◎	機械、装置、器具等の適正な使用方法や配慮事項の実施	・機械等の取扱説明書の熟読、保管 ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定 ・乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結 ・歩行型トラクター使用時の、後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認 ・刈払機使用時の、部外者の立入禁止 ・脚立の固定金具の確実なロック	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第５の２（1）、（2） Ⅰの第７の２、３ Ⅱの第１～第６ 個別農業機械別留意事項（通知）
	農薬・燃料等の管理	33	◎	農薬、燃料等の適切な管理	・冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ・毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示 ・農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止 ・火気がなく部外者が立ち入らない場所での燃料の保管 ・燃料のそばでの機械、工具の使用禁止	農業者	毒物及び劇物取締法 11条、12条第１項及び第３項、22条 消防法 10条 農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第６
	施設の管理・運営体制の整備	34	◎	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	・施設の適正な管理・運営 ・施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	農業者	大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について 別紙Ⅲ３（1）
	事故後の備え	35	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入	・死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入（ただし、法令上の要件を満たす労働者等の加入は使用者の義務） ・道路等での第３者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入 ・事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入	農業者	労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律 出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令 農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第１の２（6）
全般（共通）	技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	36	◎	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿 ・活用手段の適切な選択（権利化、秘匿、公開） ・技術内容等の文書化 ・秘密事項の管理規定の整備　等	産地・団体事務局	農業の現場における知的財産取扱指針 ５の（1）、（3）
	情報の記録・保管	37	◎	農薬の使用に関する内容を記録・保存（生産履歴）	・使用日 ・使用場所 ・使用した農作物 ・使用した農薬の種類又は名称 ・単位面積当たりの使用量又は希釈倍率	産地・団体事務局 農業者	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 ９条（記録に係る事項） 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検の手引き ５の(7)

目的	項目	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
全般（共通）	情報の記録・保管	38	◎	肥料の使用に関する内容を記録･保存（生産履歴）	（記録事項例） ・施用日 ・施用場所 ・施用した農作物 ・施用した肥料の名称 ・施用面積 ・施用した量　等	産地・団体事務局 生産者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5 の (7)
		39	◎	肥料、農薬等の購入伝票等の保存	・肥料、農薬等の購入伝票等の保存	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5 の (7)（肥料、農薬の伝票等の保存に係る事項）
		40	◎	米穀等の取引等に関する内容の記録・保存	・名称（指定米穀等にあっては、その名称及び産地） ・数量 ・年月日 ・相手方の氏名又は名称 ・搬入又は搬出した場所 ・用途限定米穀についてはその用途 ・保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項 ・生産品の出荷又は販売先の所在地 ・食品衛生法第 11 条の規格基準への適合に係る検査を実施した場合の	産地・団体事務局 農業者	米穀等の取引等に係る記録及び産地情報の伝達に関する法律 第 3 条、第 6 条、第 7 条（平成 22 年 10 月施行） 食品衛生法 3 条第 2 項、 食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（通知）別添の第 3 の 4 の (1)
	特定の米穀についての保管・処理	41	◎	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管	・区分保管 ・票せんによる用途の掲示	産地・団体事務局 農業者	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第 7 条の 2 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令 第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条
		42	◎	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分	・販売・譲渡し時の転用防止措置 ・廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途への使用 (食用不適米穀）	産地・団体事務局 農業者	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 第 7 条の 2 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令 第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条
	生産工程管理の実施	43	◎	点検・改善の実施	・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定 ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用	産地・団体事務局	
					・点検項目（チェックリスト）を確認して、農作業を行い、取組内容（取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ・点検項目（チェックリスト）と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存	農業者	
全般共通	記録の保存期間	44	◎	米穀等の取引等に関する記録について、決められた期間保存	・米穀等の取引等に関する記録については原則 3 年間 ・米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	産地・団体事務局	米穀等の取引等に係る記録及び産地情報の伝達に関する法律第 6 条（平成 22 年 10 月施行）

※目的「環境保全」の範疇は、水質の保全、大気の保全（地球温暖化の防止）、土壌の保全、生物多様性の保全、有機性資源の循環促進等とする

産地・団体事務局用（例）【米】

◎必須　○重要　△努力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	食品安全	1	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・研修会を開催しましたか		
	労働安全	2	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握や安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握し、危険マップなどの作成・配付を行いましたか ・安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得研修を実施しましたか ・農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会を実施しましたか ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備しましたか		
	環境保全	3	◎	作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報収集	・研修会を開催しましたか ・チラシや広報などによる情報提供を実施しましたか		
		4	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用量の把握	・土壌診断を実施しましたか		
		5	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用量の把握	・診断結果に基づく施肥指導をしましたか		
栽培期間中	環境保全	6	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報を提供しましたか ・予察情報に基づく技術対策を周知しましたか		
	食品安全	7	◎	カドミウム低減対策を実施した効果を確認	・湛水管理等の低減対策を実施した効果を確認しましたか		
集荷後	食品安全	8	△	収穫物の残留農薬検査の実施	・残留農薬検査をしましたか		
乾燥調製	食品安全	9	◎	米穀の清潔で衛生な取扱い	・貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を行いましたか・毎日定時に穀温を監視しましたか ・記録しましたか ・穀温上昇の兆候が見られらル場合は、直ちにサイロ等ごとに全量ローテーションを実施しましたか		
		10	◎	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	・貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃を実施しましたか		
廃棄物の処理	環境保全	11	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理	・廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の回収を行いましたか ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、から容器、空袋、農業機械等）の処理を委託しましたか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	技術・ノウハウ（知的財産の保護・活用	12	◎	農業者自らから開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段を決めるまで技術内容を秘匿しましたか ・活用手段を適切に権利化、秘匿、公開しましたか ・技術内容等を文書化しましたか ・秘密事項の管理規定を整備しましたか		
	記録の保管	13	◎	農薬の使用に関する内容を記録・保存（生産履歴）	・農薬の使用に関する以下の内容を記録・保存していますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
共通事項	記録の保管	14	◎	肥料の使用に関する内容を記録・保存（生産履歴）	・肥料の使用に関する内容を記録・保存していますか (記録事項例) ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等		
		15	◎	米穀等の取引等に関する内容を記録・保存	・米穀等の取引等に関する以下の内容を記録・保存していますか ①名称（指定米穀等にあっては、その名称及び産地） ②数量 ③年月日 ④相手方の氏名又は名称 ⑤搬入又は搬出した場所 ⑥用途限定米穀についてはその用途 ⑦保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項 ⑧生産品の出荷又は販売先の所在地 ⑨食品衛生法第11条の規格基準への適合に係る検査を実施した場合の当該記録		
	特定米穀の保管・管理	16	◎	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管	・区分保管が行われていますか ・票せんにより用途を掲示していますか		
		17	◎	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分	・販売・譲渡し時の転用防止措置を講じましたか ・廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途への使用（食用不適米穀）を確認していますか		
	生産工程管理の実施	18	◎	点検・改善の実施	・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定していますか ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しを実施しましたか ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用していますか		
	記録の保存期間	19	◎	米穀等の取引等に関する記録の保存	・米穀等の取引等に関する記録について、原則３年間保存されていますか ・米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間分保存されていますか		

生産者用（例）【米】

◎ 必 須　○ 重 要　△ 努 力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培	食品安全	1	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・研修会へ参加していますか ・営農指導員等から指導を受けましたか		
		2	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	・疑いのある資材を購入していませんか		
	環境保全	3	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源植物を除去しましたか ・抵抗性品種を導入していますか ・輪作体系を導入していますか ・ほ場及びほ場周辺の清掃　等		
		4	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・標準的なたい肥施用基準に則したたい肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培等に取り組んでいますか		
		5	○	必要に応じ土壌浸食を軽減する対策の実施	・適地における不耕起栽培 ・作物栽培がない時期における被覆作物の栽培（草生栽培含む）　等に取り組んでいますか		
	労働安全	6	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得研修を受講しましたか ・農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会を受講しましたか ・必要な免許や資格を取得していますか		
		7	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応	・危険箇所の表示板設置を実施しましたか ・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等を実施しましたか ・ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等を実施しましたか ・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等を実施しましたか ・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等を実施しましたか ・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等を実施しましたか ・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等を実施しましたか		
		8	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管等	・機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認をしましたか ・中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認をしましたか ・機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用していませんか ・機械等において指定された定期交換部品の交換 ・安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備をしましたか ・保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理していますか		
	施設の管理・運営体制の整備	9	◎	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	・施設の管理者とオペレータとの責任分担が明確になっていますか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	事故後の備え	10	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入	・死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等へ加入（ただし、法令上の要件を満たす労働者等の加入は使用者の義務）していますか ・道路等での第３者を巻き込んだ事故に備えた任意保険へ加入していますか ・事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険へ加入していますか		
	農薬・燃料等の管理	11	◎	農薬、燃料等の適切な管理	・冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬を保管していますか ・毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所の表示をしていますか ・農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえをしていませんか ・火気がなく部外者が立ち入らない場所で燃料を保管していますか ・燃料のそばでの機械、工具を使用していませんか		
病害虫防除	環境保全	12	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報に基づいて防除を実施しましたか		
		13	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・天敵や粘着版等農薬以外の防除手段を活用していますか		
		14	○	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、洗浄	・作業前に防除器具の洗浄を行いましたか		
	食品安全	15	◎	容器又は包装の表表示内容を遵守した農薬の使用	・容器又は包装の表示内容（①適用作物、②使用量、③希釈倍数、④使用時期、⑤使用回数（使用前に記録簿を確認）、⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない）、⑦使用上の注意）を確認しましたか		
		16	○	農薬散布時の周辺作物への影響の回避	・ドリフト低減の対策は充分ですか（専用ノズルの使用、風の強さ・向き）		
	環境保全	17	○	農薬散布時の周辺住民等への影響の回避	・無風又は風が弱いとき等、近隣への影響が少ない天候の日や時間帯に散布していますか ・周辺住民に対し、事前に農薬散布について十分周知を行いましたか ・飛散の少ない形状の農薬やノズルを使用していますか		
		18	○	農薬の使用残りの調製液、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水の適正な処理	・資格のある産業廃棄物業者に処理を委託しましたか		
		19	◎	水田からの農薬流出を防止する対策の実施	・１週間程度の止水 ・畦畔等の整備による漏水防止		
カドミウム吸収抑制対策	食品安全	20	◎	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後３週間の湛水管理等の低減対策を実施	・出穂前後３週間の湛水管理を実施しましたか ・カドミウム吸収抑制資材を活用していますか		
		21	○	県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施	・土壌診断を実施しましたか ・県栽培指針、ＪＡの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を実施していますか		
		22	○	水田代かき後の濁水流出の防止対策	・浅水代かきを実施しましたか ・あぜぬり、あぜシートの利用していますか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
収穫～集荷	食品安全	23	◎	米穀の清潔で衛生的な取扱い	・刈取前にコンバインの清掃を実施しましたか ・籾の運搬に使用するコンテナの掃除を実施しましたか ・貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を行いましたか・毎日定時に穀温を監視・記録しましたか ・穀温上昇の兆候が見られらル場合は、直ちにサイロ等ごとに全量ローテーションを実施しましたか		
		24	◎	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	・貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃を実施しましたか		
共通事項	農作業安全	25	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等を制限していますか ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担について配慮していますか ・未熟な農作業者は、熟練者がついて監視していますか ・準備体操や整理体操を実施していますか ・１日あたりの作業時間の設定と休憩の取得がされていますか ・定期的に健康診断を受診していますか		
	服装及び保護具の着用等	26	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時に、ヘルメットを着用していますか ・飛散物が当たる危険性のある場所においいて、保護めがね等を着用していますか ・回転部分にカバーができない場合、袖口の締まった服装、帽子等の着用に心がけていますか ・高所作業時に、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等を着用していますか ・粉塵のある作業場所に、防塵メガネや防塵マスク等を着用していますか ・防除作業時に、作業衣、マスク等の着用と洗浄してから保管していますか		
	機械等の利用	27	◎	機械、装置、器具等の適正な使用方法や配慮事項の実施	・機械等の取扱説明書の熟読、保管していますか ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定を実施していますか ・乗用型ﾄﾗｸﾀｰ使用時の、ｼｰﾄﾍﾞﾙﾄやﾊﾞﾗﾝｽｳｴｲﾄの装着、移動時等の左右ﾌﾞﾚｰｷの連結を実施していますか ・歩行型ﾄﾗｸﾀｰ使用時に後進発進時のｴﾝｼﾞﾝ回転数の減速、旋回方向への障害物確認を実施していますか ・刈払機使用時に部外者の立入を禁止していますか ・脚立の固定金具を確実にロックしていますか		
	エネルギーの節減対策	28	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修を行っていますか ・適切な温度管理を励行していますか ・不必要な照明を消灯しましたか ・エネルギー効率の良い機種を選択選択していますか		
	廃棄物の処理	29	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却していませんか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	記録・保存	30	◎	農薬の使用に関する内容を記録・保存（生産履歴）	・農薬の使用に関する以下の内容について記録・保存していますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
		31	◎	肥料の使用に関する内容を記録・保存（生産履歴）	・肥料の使用に関する内容について記録・保存していますか （記録事項例） ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等		
		32	◎	肥料、農薬等の購入伝票等の保存	・肥料、農薬等の購入伝票を保存してますか		
		33	◎	米穀等の取引等に関する内容を記録・保存	・米穀等の取引等に関する以下の内容を記録・保存していますか ①名称（指定米穀等にあっては、その名称及び産地） ②数量 ③年月日 ④相手方の氏名又は名称 ⑤搬入又は搬出した場所 ⑥用途限定米穀についてはその用途 ⑦保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項 ⑧生産品の出荷又は販売先の所在地 ⑨食品衛生法第11条の規格基準への適合に係る検査を実施した場合の当該記録		
		34	◎	点検・改善の実施	・点検項目（チェックリスト）を確認して、農作業を行い、取組内容（取引先からの情報提供を含む）を記録しましたか ・点検項目（チェックリスト）と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存していますか		
	記録の保存期間	35	◎	米穀等の取引等に関する記録の保存	・米穀等の取引等に関する記録について、原則３年間保存されていますか ・米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間分保存されていますか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

（２）園芸（野菜）

野菜の一般的生産工程図（例）

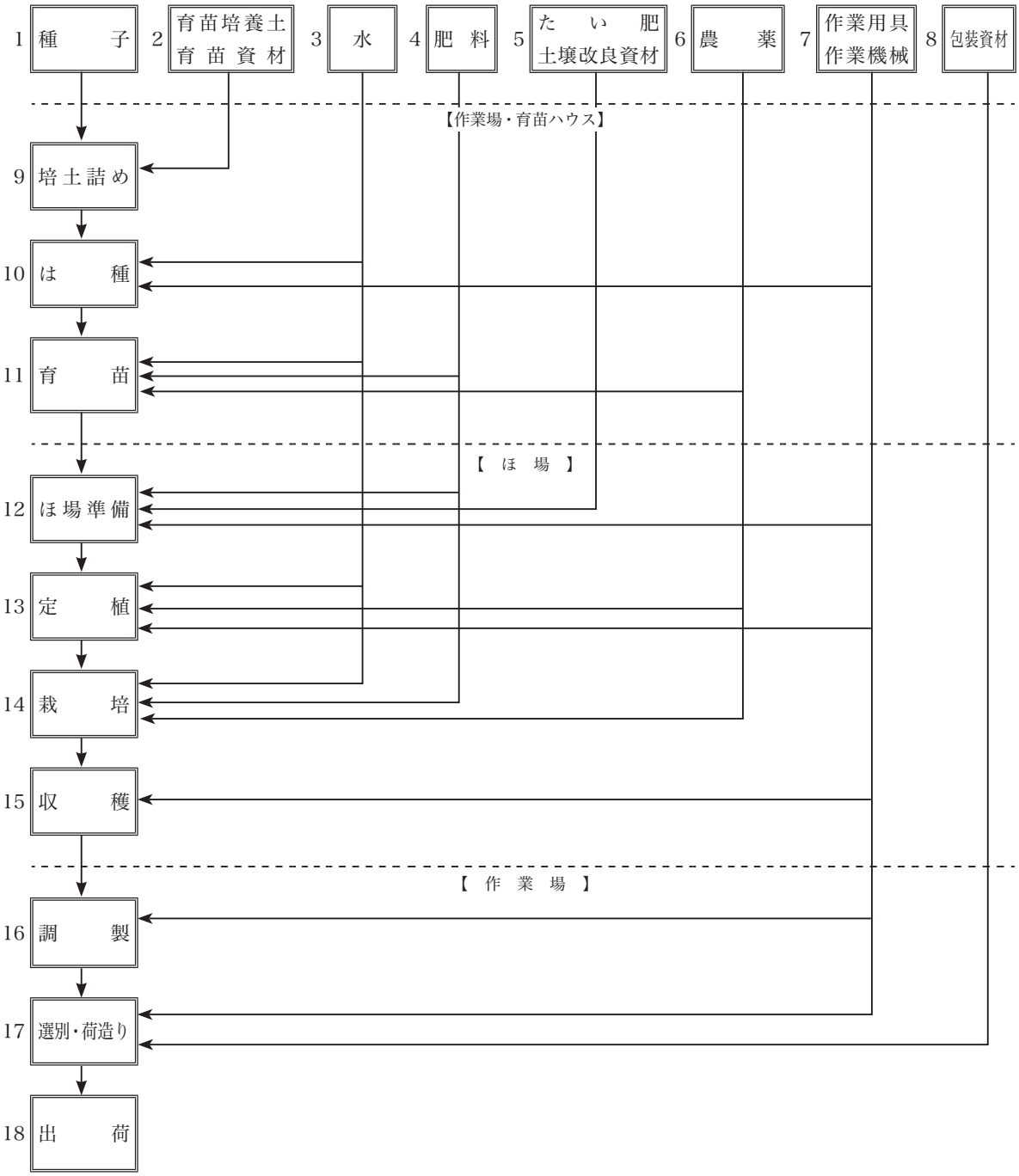

○ 野菜の生産工程とリスク管理の内容

エリア	管理対象	食品危害要因	危害をもたらす要因	対策方法
共通	・生産者	・病原微生物 ・重金属等の有害物質 ・残留農薬	・安全性確保への意識不足	・食品安全 GAP への理解 ・栽培指針に沿った生産
	・水	・病原微生物 ・重金属等の有害物質 ・残留農薬	・原水自体の汚染 ・給水設備の衛生管理不良	・水源の確認 ・給水設備のメンテナンスと清潔さ維持
	・廃棄物	・環境規範	・廃棄物の適正処理	・使用済みプラスチック等の地域回収と処理 ・野菜残渣の有効利用
	・生産資材	・病原微生物 ・重金属等の有害物質 ・残留農薬	・作業者の保管管理不良	・購入伝票等による使用資材等の確認 ・制止材の使用状況の記録 ・適切な保管と清潔さ維持 ・適正な廃棄
	・作業機械、施設	・環境規範	・省エネルギー	・作業機械のメンテナンス ・施設の適切な温度管理の実施
栽培管理	・土づくり	・環境規範	・土づくり	・たい肥の施用
	・肥料	・病原微生物 ・重金属	・施肥方法の不備	・施肥基準や土壌診断に基づく施肥の徹底
	・農薬	・残留農薬	・農薬の不適切使用 ・農薬の飛散	・登録農薬の使用と農薬使用基準の遵守の徹底 ・飛散防止ノズルへの交換など飛散防止対策の実施
収穫・調製・出荷	・作業用具・機械 ・運搬車両	・病原微生物 ・異物	・作業用具・機械、運搬車両の衛生管理不良	・作業用具・機械、運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス
	・生産物	・残留農薬	・農薬使用の収穫前日数の未確認	・農薬使用の収穫前日数の確認
	・作業者の衛生	・病原微生物 ・異物	・作業者の衛生管理不良	・健康状態の確認 ・飲食や喫煙の禁止
	・作業場	・病原微生物 ・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業場の整理・整頓と清掃
総合	・改善検討	・すべて		一連の生産工程管理で改善が必要な事項の検討

野菜のＧＡＰ項目（例）

◎必須　○重要　△努力

目的	工程	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
食品安全	ほ場環境の確認	1	◎	ほ場周辺環境の潜在的な汚染（微生物学的危害、化学的危害、物理的危害）源の確認と、それに対する適正な措置の実施	・降雨等により汚染物質等がほ場周辺から流入しないことを確認　等	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.1
	農薬の使用	2	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・研修会の開催	産地・団体事務局	農薬取締法 12条の3（農薬使用者が指導を受けることを規定）
		3	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	・購入前の資材のカタログ等の確認	農業者	農薬取締法 11条
		4	○	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、洗浄	・農薬使用前の防除器具等の十分な点検、洗浄	農業者	農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（通知） 記のⅠの2の(4)
		5	◎	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を遵守して農薬を使用	・下記の事項の確認 ①適用作物 ②使用量 ③希釈倍数 ④使用時期 ⑤使用回数（使用前に記録簿を確認） ⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない） ⑦使用上の注意	農業者	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 2条
		6	○	農薬散布時の周辺作物への影響の回避	・ドリフト低減対策の実施	農業者	農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（通知） 別紙2の(2)の①～⑤
		7	△	収穫物の残留農薬検査の実施	・収穫物の残留農薬検査の実施	産地・団体事務局	
	水の使用	8	◎	使用する水の水源の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善措置の実施	・下記の事項の確認 ①水道 ②井戸水 ③開放水路 ④ため池　等	産地・団体事務局 農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.1.1、3.2.1.1.1、3.2.1.1.2、5.2.2.1
	たい肥等の肥料の使用	9	◎	たい肥を使用する場合は、適切に生産されていることを確認し、作物や農場等を汚染しないように保管	・たい肥の表示票の確認 ・たい肥の適切な保管	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.1.2
		10	○	養液栽培の場合は、培養液の汚染を防止する措置の実施	・培養液の適切な管理	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.1.1.3
		11	△	野菜の硝酸塩低減に必要な対策の実施	・窒素肥料の過剰な施用の回避	産地・団体事務局	平成21年度農業技術の基本指針（通知） （Ⅲ）の（2）のウ
	作業者等の衛生管理	12	○	作業者の健康管理の実施、手洗いの励行、履物の清潔さの保持、外傷の被覆、訪問者など部外者への適切な対応(衛生管理ルールを遵守させること)	・健康管理の実施 ・衛生管理の実施	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.3.2、3.2.3.3、
		13	◎	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な取扱と洗浄	・農機具や運搬車両等の清掃	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.4、3.4.1、3.4.2、3.3.1、3.3.2
		14	○	養液栽培の場合は、衛生的な栽培培地の使用	・小動物が生息していた場合、培地を使用しない ・有機質培地の場合に微生物汚染の可能性がある場合には消毒の実施	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.4
		15	○	養液栽培の場合は、養液栽培用の資材、機器の栽培終了後の洗浄、消毒	・資材・機器の洗浄、消毒	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.1.1.3、3.2.4

目的	工程	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
食品安全	作業者等の衛生管理	16	◎	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・適切な排水設備 ・適切な廃棄物処理 ・定期的な清掃	産地・団体事務局 農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.2.2、4、5.2.2.3、6、7
		17	◎	手洗い設備やトイレ設備の適切な設置と衛生管理の実施	・手洗いやトイレの設置 ・衛生管理の実施	産地・団体事務局 農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 (4.4.4)
		18	◎	施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な措置の実施	・設備の点検と必要な措置の実施	産地・団体事務局 農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.4.3
		19	◎	安全で清浄な包装容器の使用	・安全で正常な容器の使用	産地・団体事務局	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 5.4
	収穫後の農産物の管理	20	○	貯蔵・輸送時に、適切な温度管理を実施	・貯蔵・輸送時の適切な温度管理	産地・団体事務局	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 5.2.2.4、8
		21	◎	収穫・調製・選別時の異物混入を防止する対策の実施	・設備、使用機器の清掃	産地・団体事務局	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 5.2.5
環境保全	新たな知見・情報の収集	22	○	作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集	・研修会の開催	産地・団体事務局	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(6)
	農薬による環境負荷の低減	23	○	農薬の使用残りの調製液、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水の適正な処理	・資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託	農業者	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 1条5項、 農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について(通知) 記Ⅰの2の(5)
		24	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源植物の除去 ・抵抗性品種の導入 ・輪作体系の導入 ・ほ場及びほ場周辺の清掃　等	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(3) 総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針 Ⅱの2及び3
		25	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察に基づく防除の実施	産地・団体事務局 農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(3) 総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針 Ⅱの2及び3
		26	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・土着天敵の活用 ・フェロモン剤を活用した予防 ・物理的防除	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(3) 総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針 Ⅱの2及び3
		27	○	農薬散布時の周辺住民等への影響の回避	・無風又は風が弱いとき等、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に散布 ・周辺住民に対し、事前に農薬散布について十分周知 ・粒剤、DL（ドリフトレス）粉剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用	農業者	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 1条2項、6条 住宅地等における農薬使用について（通知） 記の1の(4)
		28	○	被覆を要する農薬（土壌くん蒸剤等）を使用する場合は、揮散を防止する措置の実施	土壌くん蒸剤を使用する場合の揮散防止措置の実施	農業者	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 8条

目的	工程	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
環境保全	肥料による環境負荷の低減（養液栽培は適用外）	29	○	県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施	・たい肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥 ・県の栽培指針、ＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ・施肥用機械・器具の点検・整備　等	農業者	地力増進基本指針 Ⅲの第１の１の(1) 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の(2)
		30	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用量の把握	・土壌診断の実施	産地・団体事務局	地力増進基本指針 Ⅲの第３ 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の(1)
	土壌の管理（養液栽培は適用外）	31	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・標準的なたい肥施用基準に則したたい肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培 ・多毛作及び輪作	農業者	地力増進基本指針 Ⅲの第１の(1)、３～５ 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の(1)
		32	○	必要に応じ土壌浸食を軽減する対策の実施	・適切な土壌改良資材の選択・施用　等 ・作物栽培がない時期における被覆作物の栽培（草生栽培含む） ・等高線栽培　等	農業者	地力増進基本指針 Ⅲの第３ 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の(1)
	廃棄物の適正な処理・利用	33	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理	・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託　等	産地・団体事務局 農業者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 11条、12条、12条の３ 環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検活動の手引き ５の（４）
		34	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却しないこと ・住居集合地域では燃焼に伴って悪臭が生じるものを野外で大量に焼却しないこと	農業者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 16条の２ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 14条 悪臭防止法 15条
		35	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元） ・たい肥資材、飼料、敷料等への用途に仕向ける　等	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の(4)
	エネルギーの節減対策	36	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ・適切な温度管理 ・不必要な照明の消灯 ・エネルギー効率の良い機種の選択　等	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の(5)
	特定外来生物の適正利用	37	◎	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施	①環境省の許可取得 ②全ての開口部への逸出防止ネットの展張 ③出入口の戸又はネットの二重展張 ④使用後のハチの確実な殺処分の実施 ⑤許可証の掲出　等	産地・団体事務局 農業者	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 第５条 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成１７年環境省告示第42号） 平成21年農業技術の基本指針 Ⅱ（Ⅲ）１（４）
労働安全	危険作業等の把握等	38	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握や安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	①危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ②安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得 ③農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会等への積極的な参加 ④農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備	産地・団体事務局 農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第１の１（１） Ⅰの第１の２（１）、（５）

目的	工程	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
労働安全	農作業従事者の制限	39	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	①酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ②高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ③未熟な農作業者に対する熟練者による監視 ④準備体操や整理体操の実施 ⑤１日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ⑥定期的な健康診断の受診	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第１の１（２） Ⅰの第１の２（１）
	服装及び保護具の着用等	40	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	①転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用 ②飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用 ③回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等の着用 ④高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 ⑤粉塵のある作業場所における、防塵メガネや防塵マスク等の着用 ⑥防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第１の２（２） Ⅰの第３の１（４） Ⅰの第４の１（１）～（５） Ⅰの第４の２（１）～（７） Ⅰの第６の２（３）～（５） Ⅰの第７の１（３）
	作業環境への対応	41	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応	①危険箇所の表示板設置等の実施 ②農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ③ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ④高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ⑤酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等の実施 ⑥暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ⑦寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ⑧粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第３の１～５ Ⅰの第４の２、３
	機械等の導入・点検・整備・管理	42	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管等	①機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ②中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ③機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ④機械等において指定された定期交換部品の交換 ⑤安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ⑥保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第１の１（１） Ⅰの第１の２（３） Ⅰの第５の１ Ⅰの第５の２（３） Ⅰの第５の３（１）～（３） Ⅰの第７の１（２） 農作業安全対策の推進について（通知） 記の５
	機械等の利用	43	○	機械、装置、器具等の適正な使用方法や配慮事項の実施	①機械等の取扱説明書の熟読、保管 ②機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定 ③乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結 ④歩行型トラクター使用時の、後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認 ⑤刈払機使用時の、部外者の立入禁止 ⑥脚立の固定金具の確実なロック	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第５の２（１）、（２） Ⅰの第７の２、３ Ⅱの第１～第６ 個別農業機械別留意事項（通知）
	農薬・燃料等の管理	44	◎	農薬、燃料等の適切な管理	①冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ②毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示 ③農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止 ④火気がなく部外者が立ち入らない場所での燃料の保管 ⑤燃料のそばでの機械、工具の使用禁止	農業者	毒物及び劇物取締法 11条、12条第１項及び第３項、22条 消防法 10条 農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第６
	事故後の備え	45	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入	・死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入（ただし、法令上の要件を満たす労働者等の加入は使用者の義務） ・道路等での第３者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入 ・事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入	農業者	労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律 出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令 農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第１の２（6）

目的	工程	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
全般（共通）	技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	46	◎	農業者が開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿 ・活用手段の適切な選択（権利化、秘匿、公開） ・技術内容等の文書化 ・秘密事項の管理規定の整備　等	産地・団体事務局 農業者	農業の現場における知的財産取扱指針 5の（1）、（3）
	情報の記録・保管	47	◎	農薬の使用に関する内容を記録・保存（生産履歴）	①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率	産地・団体事務局 農業者	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 第9条（記録に係る事項） 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(7)
		48	◎	肥料の使用に関する内容を記録・保存（生産履歴）	・施用日 ・施用場所 ・施用した農作物 ・施用した肥料の名称 ・施用面積 ・施用した量　等	産地・団体事務局 農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(7)
		49	◎	種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	・種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存 ・資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 5.7 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 5の(7)（肥料、農薬の伝票等の保存に係る事項）
		50	◎	農作物の出荷に関する以下の記録の保存（JA等への販売の委託を行う場合、JA等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。）	①生産品の品名 ②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎） ⑤食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録	産地・団体事務局 農業者	食品衛生法 3条第2項 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（通知） 別添の第3の4の(1)
	生産工程管理の実施	51	◎	点検・改善の実施	①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定 ②点検項目（チェックリスト）を確認して、農作業を行い、取組内容（取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ③点検項目（チェックリスト）と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用	産地・団体事務局 農業者	
	記録の保存期間	52	◎	農作物の出荷に関する記録について、以下の期間保存	①農作物の出荷に関する記録については1～3年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定） ②農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	産地・団体事務局	食品衛生法 3条第2項 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業 者の記録の作成及び保存について（通知） 別添の第3の4の(1)

※目的「環境保全」の範疇は、水質の保全、大気の保全（地球温暖化の防止）、土壌の保全、生物多様性の保全、有機性資源の循環促進等とする

産地・団体事務局用（例）【野菜】

◎必須　○重要　△努力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	食品安全	1	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・研修会を開催しましたか		
		2	◎	使用する水の水源の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善措置の実施	・水道、井戸水、開放水路、ため池等の確認を行いましたか		
	労働安全	3	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握し、危険マップなどの作成・配付を行いましたか		
		4	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得研修を実施しましたか ・農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会を実施しましたか		
		5	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握や安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備しましたか		
	環境保全	6	○	作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報収集	・研修会を開催しましたか ・チラシや広報などによる情報提供を実施しましたか		
		7	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用量の把握	・土壌診断を実施しましたか ・診断結果に基づく施肥指導をしましたか		
		8	△	野菜の硝酸塩低減に必要な対策の実施	・窒素肥料の過剰な施用が行われないよう栽培指針の施肥基準を見直しましたか		
栽培期間中	環境保全	9	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報を提供しましたか ・予察情報に基づく技術対策を周知しましたか		
		10	◎	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施	・環境省への許可取得申請をしましたか ・使用後のハチを確実に殺処分しましたか		
集荷後	食品安全	11	△	収穫物の残留農薬検査の実施	・残留農薬検査をしましたか		
調製	食品安全	12	◎	収穫・調製・選別時の異物混入を防止する対策の実施			
		13	◎	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・適切な排水設備が整備されていますか ・適切に廃棄物を処理していますか ・定期的に清掃を行っていますか		
		14	◎	手洗い設備やトイレ設備の適切な設置と衛生管理の実施	・手洗い設備やトイレ設備を設置していますか		
		15	◎	施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な措置の実施	・施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な措置を講じましたか		
包装	食品安全	16	◎	安全で清浄な包装容器の使用	・安全で清浄な包装容器の使用しましたか		
運搬	食品安全	17	○	貯蔵・輸送時に、適切な温度管理を実施	・貯蔵・輸送時に、適切な温度管理を実施しましたか		
廃棄物の処理	環境保全	18	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理	・廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の回収を行いましたか ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、から容器、空袋、農業機械等）の処理を委託しましたか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	技術・ノウハウ（知的財産の保護・活用）	19	◎	農業者が開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段を決めるまで技術内容を秘匿しましたか ・活用手段を適切に権利化、秘匿、公開しましたか ・技術内容等を文書化しましたか・秘密事項の管理規定を整備しましたか		
	記録の保管	20	◎	農薬の使用に関する内容を記録・保存（生産履歴）	・農薬の使用に関する以下の内容の記録が保存されていますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
		21	◎	肥料の使用に関する内容を記録・保存（生産履歴）	・肥料の使用に関する内容の記録を保存 （記録事項例） ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等		
		22	◎	種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	・種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録を保存していますか		
		23	◎	農作物の出荷に関する以下の記録の保存（JA 等への販売の委託を行う場合、JA 等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。）	・農作物に関する以下の記録を保存していますか ①生産品の品名 ②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1 回又は 1 日毎） ⑤食品衛生法第 11 条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録		
	生産工程管理の実施	24	◎	点検・改善の実施	・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定していますか ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しをしていますか ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用していますか		
	記録の保存期間	25	◎	農作物の出荷に関する記録の保存	・農作物の出荷に関する記録については 1 ～ 3 年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定）保存されていますか ・農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存されていますか		

生産者用（例）【野菜】

◎ 必 須　○ 重 要　△ 努 力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	食品安全	1	◎	ほ場周辺環境の潜在的な汚染（微生物学的危害、化学的危害、物理的危害）源の確認と、それに対する適正な措置の実施	・降雨等により汚染物質等がほ場周辺から流入しないことを確認しましたか		
		2	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・研修会へ参加しましたか ・営農指導員等から指導を受けましたか		
		3	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	・無登録農薬や無登録農薬の疑いのある資材を購入していませんか		
	環境保全	4	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源植物の除去 ・抵抗性品種の導入 ・輪作体系の導入 ・ほ場及びほ場周辺の清掃　等		
		5	○	必要に応じ土壌浸食を軽減する対策の実施	・適地における不耕起栽培 ・作物栽培がない時期における被覆作物の栽培（草生栽培含む）　等に取り組んでいますか		
	労働安全	6	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握や安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得研修を受講しましたか ・農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会を受講しましたか		
		7	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応	・農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善を行っていますか ①危険箇所の表示板設置等の実施 ②農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ③ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ④高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ⑤暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ⑥寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ⑦粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施		
		8	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管等	・機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管等を実施していますか ①機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ②中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ③機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ④機械等において指定された定期交換部品の交換 ⑤安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ⑥保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	事故後の備え	9	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入	・死亡やけがに備え、労働者災害補償保険等に加入（ただし、法令上の要件を満たす労働者等の加入は使用者の義務）していますか ・道路等での第３者を巻き込んだ事故に備え、任意保険に加入してますか ・事故により機械等が破損した場合に備え、任意保険に加入していますか		
	農薬・燃料等の管理	10	◎	農薬、燃料等の適切な管理	・冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所で農薬を保管しましたか ・毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所を表示していますか ・農薬を牛乳やジュース等の容器への移しかえをしていませんか ・火気がなく部外者が立ち入らない場所での燃料の保管していますか ・燃料のそばでの機械、工具の使用していませんか		
病害虫防除	環境保全	11	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握し防除の実施	・発生予察情報に基づく防除を実施しましたか		
		12	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・天敵や粘着版等農薬以外の防除手段を活用していますか		
		13	○	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、洗浄	・作業前に防除器具の洗浄を行いましたか		
	食品安全	14	◎	農薬使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を遵守て農薬を使用	・容器又は包装の表示内容（①適用作物、②使用量、③希釈倍数、④使用時期、⑤使用回数（使用前に記録簿を確認）、⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない）、⑦使用上の注意）を確認しましたか		
		15	○	農薬散布時の周辺作物への影響の回避	・ドリフト低減の対策は十分ですか（専用ノズルの使用、風の強さ・向き）		
	環境保全	16	○	農薬散布時の周辺住民等への影響の回避	・無風又は風が弱いとき等、近隣んい影響が少ない天候の日や時間帯に散布していますか ・周辺住民に対し、事前に農薬散布について十分周知を行いましたか ・飛散の少ない形状の農薬やノズルを使用していますか		
		17	○	農薬の使用残りの調製液、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水の適正な処理	・資格のある産業廃棄物業者に処理を委託しましたか		
		18	○	被覆を要する農薬（土壌くん蒸剤等）を使用する場合は、揮散を防止する措置の実施	・土壌くん蒸剤を利用する場合は揮散を防止する措置を行いましたか		
施肥	食品安全	19	◎	たい肥を使用する場合は、適切に生産されていることを確認し、作物や農場等を汚染しないように保管	・たい肥を使用する場合は、適切に生産されていることを確認していますか ・作物や農場等を汚染しないように保管されていますか		
		20	○	養液栽培の場合は、培養液の汚染を防止する措置の実施	・培養液の状態を定期的にチェックしていますか		
	環境保全	21	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・適切な土壌改良資材の選択・施用を行いましたか		
		22	○	県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施	・県栽培マニュアル、ＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を実施していますか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
灌水	食品安全	23	◎	使用する水の水源の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善措置	・使用する水の水源（水道、井戸水、開放水路、ため池等）の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善措置が行われていますか		
栽培期間中	環境保全	24	◎	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施	・環境省への許可取得申請をしましたか ・使用後のハチを確実に殺処分しましたか		
収穫・出荷	食品安全	25	◎	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・適切な排水設備が整備されていますか ・適切に廃棄物を処理していますか ・定期的に清掃を行っていますか		
		26	◎	手洗い設備やトイレ設備の適切な設置と衛生管理の実施	・手洗い設備やトイレ設備を設置していますか		
		27	◎	施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な措置の実施	・施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な措置を講じましたか		
		28	◎	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な取扱と洗浄	・トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な取扱と洗浄を実施していますか		
共通事項	食品安全	29	○	作業者の健康管理の実施、手洗いの励行、履物の清潔さの保持、外傷の被覆、訪問者など部外者への適切な対応（衛生管理ルールを遵守させること）	・作業の前後に手洗いを実施していますか ・汚れた靴や衣服のままで調製作業をしていませんか		
	農作業安全	30	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等を制限していますか ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担について配慮していますか ・未熟な農作業者は、熟練者がついて監視していますか ・準備体操や整理体操を実施していますか ・１日あたりの作業時間の設定と休憩の取得がされていますか ・定期的に健康診断を受診していますか		
	服装及び保護具の着用等	31	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時に、ヘルメットを着用していますか ・飛散物が当たる危険性のある場所におけいて、保護めがね等を着用していますか ・回転部分にカバーができない場合、袖口の締まった服装、帽子等の着用に心がけていますか ・高所作業時に、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等を着用していますか ・粉塵のある作業場所に、防塵メガネや防塵マスク等を着用していますか ・防除作業時に、作業衣、マスク等の着用と洗浄してから保管していますか		
	機械等の利用	32	○	機械、装置、器具等の適正な使用方法や配慮事項の実施	・機械等の取扱説明書の熟読、保管していますか ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定を実施していますか ・乗用型ﾄﾗｸﾀｰ使用時の、ｼｰﾄﾍﾞﾙﾄやﾊﾞﾗﾝｽｳｪｲﾄの装着、移動時等の左右ﾌﾞﾚｰｷの連結を実施していますか ・歩行型ﾄﾗｸﾀｰ使用時に後進発進時のｴﾝｼﾞﾝ回転数の減速、旋回方向への障害物確認を実施していますか ・刈払機使用時に部外者の立入を禁止していますか ・脚立の固定金具を確実にロックしていますか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	エネルギーの節減対策	33	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修を行っていますか ・適切な温度管理を励行していますか ・不必要な照明を消灯しましたか ・エネルギー効率の良い機種を選択選択していますか		
	廃棄物の処理	34	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却していませんか		
		35	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元）していますか ・たい肥資材、飼料、敷料等への用途に仕向ける等していますか		
共通事項	記録・保存	36	◎	農薬の使用に関する内容の記録・保存（生産履歴）	・農薬の使用に関する以下の内容について記録していますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
	記録・保存	37	◎	肥料の使用に関する内容の記録・保存（生産履歴）	・肥料の使用に関する内容について記録していますか (記録事項例) ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等		
		38	◎	種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存。	・種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等購入伝票を保存してますか		
		40	◎	農作物の出荷に関する以下の記録の保存（JA 等への販売の委託を行う場合、JA 等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。）	・農作物に関する以下の記録を保存していますか ①生産品の品名 ②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1 回又は 1 日毎） ⑤食品衛生法第 11 条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録		
		41	◎	点検・改善の実施	・点検項目（チェックリスト）を確認して、農作業を行い、取組内容（取引先からの情報提供を含む）を記録しましたか ・点検項目（チェックリスト）と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存していますか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

（３）園芸（果樹）

果樹の一般的生産工程図（例）

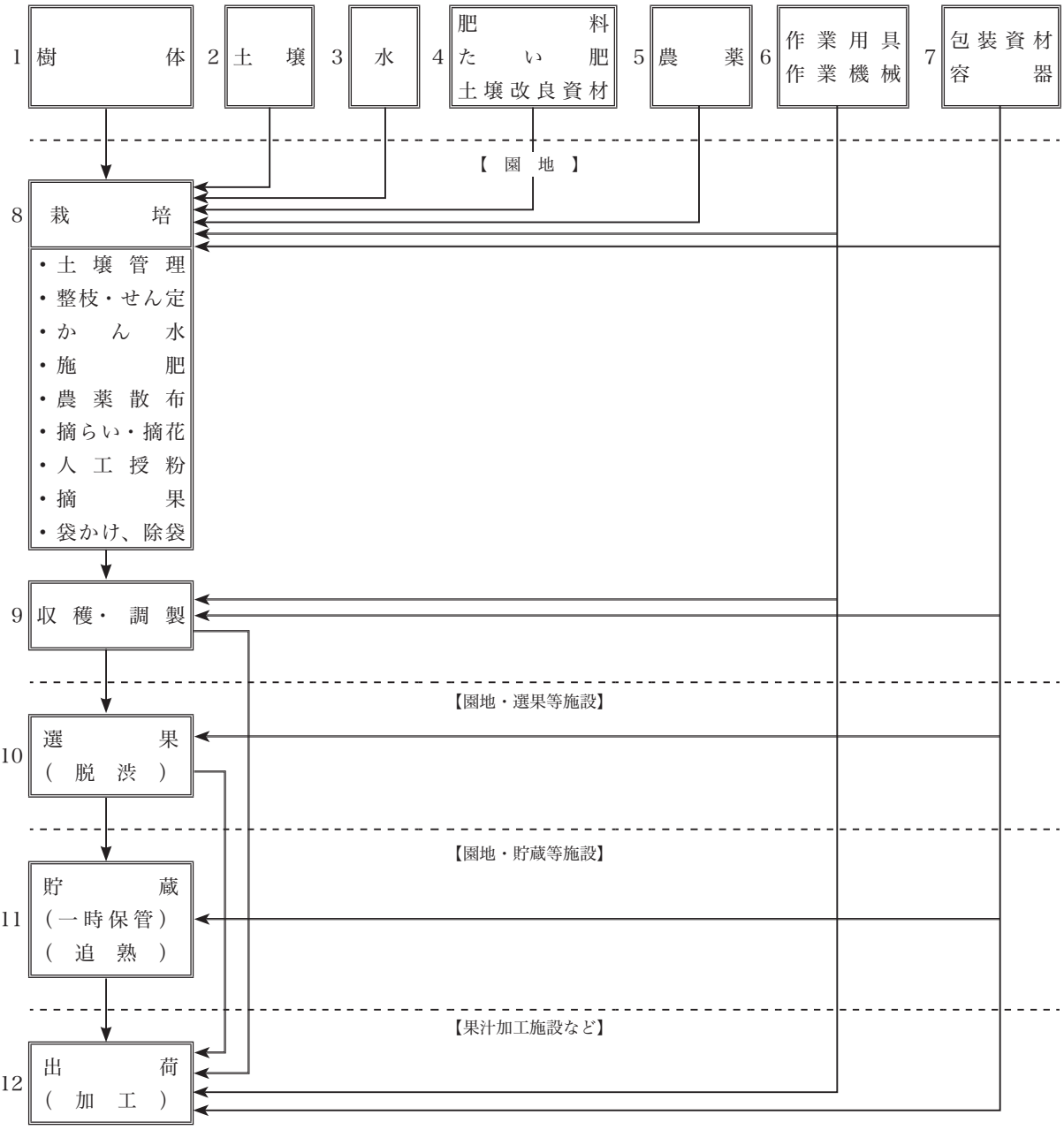

果樹の生産工程とリスク管理の内容

（産地における作成例）

エリア	管理対象	食品危害要因	危害をもたらす要因	対策方法
共通	・水	・病原微生物 ・重金属	・原水の汚染	・水源の確認と必要に応じた水の消毒
	・作業者	・すべて	・安全性確保への意識の不足 ・衛生的な取扱いに関する認識の不足	・衛生的な取扱いのための研修の実施と受講 ・パンフレット等による情報収集
栽培管理	・樹体 (収穫前の果実を含む)	・病原微生物	・各種病害虫（枝、葉、果実）	・各種病害虫被害部の除去・廃棄の徹底
	・肥料 ・たい肥 ・土壌改良資材	・病原微生物 ・重金属	・肥料・たい肥等の使用資材による汚染 ・施肥過多による病害虫の多発生 ・保管時の衛生管理不良	・土壌診断の実施 ・施肥基準の整備 ・基準に基づく適正な施用 ・たい肥等の施用による土づくり ・購入伝票等による使用資材の確認 ・資材の適正な保管と清潔さ維持 ・資材の入出庫の管理 ・施用記録の作成と保管 ・適正な廃棄処理
	・農薬 ・散布機器	・登録のない農薬等 ・残留農薬	・農薬購入時の確認不足や保管管理不良 ・薬剤散布日程管理及び散布方法の不備 ・病害虫・雑草防除の管理不良 ・散布機器の管理不良	・使用基準に基づく防除暦の整備 ・使用方法に関する研修等の実施、受講 ・防除暦や発生予察情報等に基づく適切な防除 ・購入伝票等による登録農薬の確認 ・資材の適切な保管と清潔さ維持 ・資材の入出庫の管理 ・適切な飛散防止措置の徹底 ・散布機器の洗浄 ・使用記録の作成と保管 ・適正な廃棄処理
	・作業用具・機械	・病原微生物 ・異物	・作業用具・機械の衛生管理（清掃、洗浄）不良	・作業用具・機械の清潔さ維持とメンテナンス
収穫・調製	・作業者の衛生	・病原微生物 ・異物	・作業用具・機械、運搬車両の衛生管理不良	・作業用具・機械、運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス
	・果実	・病原微生物 ・異物 ・傷	・収穫作業不良	・土壌付着の回避 ・罹病果、傷害果、腐敗果、異物の確認 ・園地内での禁煙
	・農薬	・残留農薬	・収穫前日数の確認不足	・収穫前日数を確認した上での適期収穫
	・作業施設	・病原微生物 ・異物	・作業施設の衛生管理（清掃、洗浄）不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・作業施設の清潔さ維持
	・作業用具・機械 ・運搬車両	・病原微生物 ・異物	・作業用具・機械、運搬車両の衛生管理及び整備不良	・作業用具・機械、運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス
	・容器 (収穫コンテナ)	・病原微生物 ・異物	・不衛生な保管及び取扱い	・保管環境の清潔さ維持 ・土壌付着の回避
選果（・脱渋）・出荷	・作業者の衛生	・病原微生物 ・異物	・作業者の衛生管理不良 ・衛生設備（手洗い・トイレ・清掃用具）等の衛生管理不良	・手洗いの励行 ・作業者の健康状態の確認 ・作業服、手袋等の清潔さ維持 ・衛生管理に関する作業者への研修の実施 ・衛生設備等の清潔さ維持とメンテナンス
	・選果等施設 ・選果等機械	・病原微生物 ・異物 ・傷 ・残留農薬	・選果等施設、機械の衛生管理及び整備不良 ・罹病果、傷害果、腐敗果の選別不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・選果等施設、選果等機械の清潔さ維持とメンテナンス、廃棄物の処理 ・適正な選果等の作業 ・罹病果、腐敗果等の適正な処理 ・選果等作業の記録と保管 ・残留農薬の確認 ・小動物・衛生昆虫の生息点検と防除およびその記録 （施設点検、補修、清掃、駆除）
	・包装資材 ・容器	・病原微生物 ・異物	・不適切な保管及び取扱い	・保管環境の清潔さ維持および衛生的な取扱い
	・運搬車両	・病原微生物 ・異物 ・傷	・不適切な取扱い	・果実損傷を最小にするていねいな取扱い

果樹のＧＡＰ項目（例）

◎必須　○重要　△努力

目的	工程	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
食品安全	ほ場環境の確認	1	◎	ほ場周辺環境の潜在的な汚染（微生物学的危害、化学的危害、物理的危害）源の確認と、それに対する適正な措置の実施	・降雨等により汚染物質等がほ場周辺から流入しないことを確認　等	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.1
	農薬の使用	2	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・研修会の開催	産地・団体事務局 農業者	農薬取締法 12条の3（農薬使用者が指導を受けることを規定）
		3	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	・購入前の資材のカタログ等の確認	農業者	農薬取締法 11条
		4	○	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、洗浄	・農薬使用前の防除器具等の十分な点検、洗浄	農業者	農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（通知） 記のⅠの2の(4)
		5	◎	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を遵守して農薬を使用	・①適用作物、②使用量、③希釈倍数、④使用時期、⑤使用回数（使用前に記録簿を確認）、⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない）、⑦使用上の注意の確認	農業者	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 2条
		6	○	農薬散布時の周辺作物への影響の回避	・ドリフト低減対策の実施	農業者	農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（通知） 別紙2の(2)の①～⑤
		7	△	収穫物の残留農薬検査の実施	・収穫物の残留農薬検査の実施	産地・団体事務局	
	水の使用	8	◎	使用する水の水源の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善措置の実施	・水道、井戸水、開放水路、ため池等の水源の確認	産地・団体事務局 農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.1.1、3.2.1.1.1、3.2.1.1.2、5.2.2.1
	たい肥等の肥料の使用	9	◎	たい肥を使用する場合は、適切に生産されていることを確認し、作物や農場等を汚染しないように保管	・たい肥の表示票の確認 ・たい肥の適切な保管	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.1.2
	作業者等の衛生管理	10	○	作業者の健康管理の実施、手洗いの励行、履物の清潔さの保持、外傷の被覆、訪問者など部外者への適切な対応(衛生管理ルールを遵守させること)	・健康管理の実施 ・衛生管理の実施	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.3.2、3.2.3.3
		11	◎	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な取扱と洗浄	・農機具や運搬車両等の清掃	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.4、3.4.1、3.4.2、3.3.1、3.3.2
		12	◎	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・適切な排水設備 ・適切な廃棄物処理 ・定期的な清掃	産地・団体事務局	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.2.2.2、4、5.2.2.3、6、7
		13	◎	手洗い設備やトイレ設備の適切な設置と衛生管理の実施	・手洗いやトイレの設置 ・衛生管理の実施	産地・団体事務局 農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 (4.4.4)
		14	◎	施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な措置の実施	・設備の点検と必要な措置の実施	産地・団体事務局 農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 3.4.3
		15	◎	安全で清浄な包装容器の使用	・安全で正常な容器の使用	産地・団体事務局 農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 5.4
食品安全	収穫後の農産物の管理	16	○	貯蔵・輸送時に、適切な温度管理を実施	・貯蔵・輸送時の適切な温度管理	産地・団体事務局	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 5.2.2.4、8
		17	◎	収穫・調製・選別時の異物混入を防止する対策の実施	・設備、使用機器の清掃	産地・団体事務局 農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 5.2.5

目的	工程	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
環境保全	新たな知見・情報の収集	18	○	作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集	・研修会の開催	産地・団体事務局	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の (6)
	農薬による環境負荷の低減	19	○	農薬の使用残りの調製液、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水の適正な処理	・資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託	農業者	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 １条５項、 農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について (通知) 記Ⅰの２の (5)
		20	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源植物の除去 ・抵抗性品種の導入 ・ほ場及びほ場周辺の清掃　等	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の (3) 総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針 Ⅱの２及び３
		21	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察に基づく防除の実施	産地・団体事務局 農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の (3) 総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針 Ⅱの２及び３
		22	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・無風又は風が弱いとき等、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に散布 ・周辺住民に対し、事前に農薬散布について十分周知 ・粒剤、DL（ドリフトレス）粉剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の (3) 総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針 Ⅱの２及び３
		23	○	農薬散布時の周辺住民等への影響の回避	・散布時の天候、適切な使用機器の選択 ・周辺住民への周知	農業者	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 １条２項、６条 住宅地等における農薬使用について（通知） 記の１の (4)
	肥料による環境負荷の低減	24	○	県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施	・たい肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥 ・県栽培指針、ＪＡの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ・施肥用機械・器具の点検・整備　等	農業者	地力増進基本指針 Ⅲの第１の１の (1) 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の (2)
		25	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用量の把握	・土壌診断の実施	産地・団体事務局	地力増進基本指針 Ⅰの１の (2)、Ⅲの第１の２ 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の (2)

目的	工程	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
環境保全	土壌の管理	26	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・標準的なたい肥施用基準に則したたい肥の施用 ・適切な土壌改良資材の選択・施用　等	農業者	地力増進基本指針 　Ⅲの第１の(1)、３～５ 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 　５の(1)
		27	○	必要に応じ土壌浸食を軽減する対策の実施	・等高線栽培　等	農業者	地力増進基本指針 　Ⅲの第３ 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 　５の(1)
	廃棄物の適正な処理・利用	28	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理	・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託　等	産地・団体事務局 農業者	
		29	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却しないこと ・住居集合地域では燃焼に伴って悪臭が生じるものを野外で大量に焼却しないこと	農業者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 　16条の２ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 　14条 悪臭防止法 　15条
		30	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元） ・たい肥資材、飼料、敷料等への用途に仕向ける　等	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 　５の(4)
	エネルギーの節減対策	31	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ・適切な温度管理 ・不必要な照明の消灯 ・エネルギー効率の良い機種の選択　等	農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き 　５の(5)
	特定外来生物の適正利用	32	◎	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施	・環境省の許可取得 ・全ての開口部への逸出防止ネットの展張 ・出入口の戸又はネットの二重展張 ・使用後のハチの確実な殺処分の実施 ・許可証の掲出　等	産地・団体事務局 農業者	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 　第５条 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(平成１７年環境省告示第42号) 平成21年農業技術の基本指針 　Ⅱ（Ⅲ）１（４）
労働安全	危険作業等の把握等	33	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握や安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ・安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得 ・農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会等への積極的な参加 ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備	産地・団体事務局 農業者	農作業安全のための指針（通知） 　Ⅰの第１の１（１） 　Ⅰの第１の２（１）、（５）
	農作業従事者の制限	34	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ・未熟な農作業者に対する熟練者による監視 ・準備体操や整理体操の実施 ・１日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ・定期的な健康診断の受診	農業者	農作業安全のための指針（通知） 　Ⅰの第１の１（２） 　Ⅰの第１の２（１）

目的	工程	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
労働安全	服装及び保護具の着用等	35	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用 ・飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用 ・回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等の着用 ・高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 ・粉塵のある作業場所における、防塵メガネや防塵マスク等の着用 ・防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第１の２（２） Ⅰの第３の１（４） Ⅰの第４の１（１）～（５） Ⅰの第４の２（１）～（７） Ⅰの第６の２（３）～（５） Ⅰの第７の１（３）
	作業環境への対応	36	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応	・危険箇所の表示板設置等の実施 ・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ・ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第３の１～５ Ⅰの第４の２、３
	機械等の導入・点検・整備・管理	37	○	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管等	・機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ・中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ・機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ・機械等において指定された定期交換部品の交換 ・安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ・保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第１の１（１） Ⅰの第１の２（３） Ⅰの第５の１ Ⅰの第５の２（３） Ⅰの第５の３（１）～（３） Ⅰの第７の１（２） 農作業安全対策の推進について（通知） 記の５
	機械等の利用"	38	○	機械、装置、器具等の適正な使用方法や配慮事項の実施	・機械等の取扱説明書の熟読、保管 ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定 ・乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結 ・歩行型トラクター使用時の、後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認 ・刈払機使用時の、部外者の立入禁止 ・脚立の固定金具の確実なロック	農業者	農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第５の２（１）、（２） Ⅰの第７の２、３ Ⅱの第１～第６ 個別農業機械別留意事項（通知）
	農薬・燃料等の管理	39	◎	農薬、燃料等の適切な管理	・冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ・毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示 ・農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止 ・火気がなく部外者が立ち入らない場所での燃料の保管 ・燃料のそばでの機械、工具の使用禁止	農業者	毒物及び劇物取締法 11条、12条第１項及び第３項、22条 消防法 10条 農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第６
	事故後の備え	40	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入	・死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入（ただし、法令上の要件を満たす労働者等の加入は使用者の義務） ・道路等での第３者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入 ・事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入	農業者	労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律 出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令 農作業安全のための指針（通知） Ⅰの第１の２(6)
全般（共通）	技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	41	◎	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿 ・活用手段の適切な選択（権利化、秘匿、公開） ・技術内容等の文書化 ・秘密事項の管理規定の整備　等	産地・団体事務局	農業の現場における知的財産取扱指針 ５の（１）、（３）

目的	工程	番号	重要度	関連事項	対　策	実施者	関連法令等
全般（共通）	情報の記録・保管	42	◎	農薬の使用に関する内容を記録･保存（生産履歴）	・使用日 ・使用場所 ・使用した農作物 ・使用した農薬の種類又は名称 ・単位面積当たりの使用量又は希釈倍率	産地・団体事務局 農業者	農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 第９条（記録に係る事項） 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の (7)
		43	◎	肥料の使用に関する内容を記録･保存（生産履歴）	・施用日 ・施用場所 ・施用した農作物 ・施用した肥料の名称 ・施用面積 ・施用した量　等	産地・団体事務局 農業者	環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の (7)
		44	◎	種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	・種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存 ・資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	農業者	コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範 5.7 環境と調和の取れた農業生産活動規範　点検活動の手引き ５の (7)（肥料、農薬の伝票等の保存に係る事項）
		45	◎	農作物の出荷に関する以下の記録の保存（JA 等への販売の委託を行う場合、JA 等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。）	・生産品の品名 ・生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ・出荷又は販売年月日 ・出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、１回又は１日毎） ・食品衛生法第 11 条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録	産地・団体事務局	食品衛生法 ３条第２項 食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について（通知） 別添の第３の４の (1)
	生産工程管理の実施	46	◎	点検・改善の実施	・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定 ・点検項目（チェックリスト）を確認して、農作業を行い、取組内容（取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ・点検項目（チェックリスト）と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用	産地・団体事務局 農業者	
	記録の保存期間	47	◎	農作物の出荷に関する記録について、以下の期間保存	・農作物の出荷に関する記録については１～３年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定） ・農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	産地・団体事務局 農業者	食品衛生法 ３条第２項 食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業 者の記録の作成及び保存について（通知） 別添の第３の４の (1)

※目的「環境保全」の範疇は、水質の保全、大気の保全（地球温暖化の防止）、土壌の保全、生物多様性の保全、有機性資源の循環促進等とする

産地・団体事務局用（例）【果樹】

◎必須　○重要　△努力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	食品安全	1	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・研修会を開催しましたか		
		2	◎	使用する水の水源の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善措置の実施	・水道、井戸水、開放水路、ため池等の確認を行いましたか		
	労働安全	3	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握し、危険マップなどの作成・配付を行いましたか		
		4	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得研修を実施しましたか ・農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会を実施しましたか ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制を整備しましたか		
	環境保全	5	○	作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報収集	・研修会を開催しましたか ・チラシや広報などによる情報提供を実施しましたか		
		6	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用量の把握	・土壌診断を実施しましたか ・診断結果に基づく施肥指導をしましたか		
栽培期間中	環境保全	7	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握し田植えでの防除の実施	・発生予察情報を提供しましたか ・予察情報に基づく技術対策を周知しましたか		
		8	◎	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施	・環境省への許可取得申請をしましたか ・使用後のハチを確実に殺処分しましたか		
集荷後	食品安全	9	△	収穫物の残留農薬検査の実施	・残留農薬検査をしましたか		
調製	食品安全	10	◎	施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な措置の実施	・施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検するとおもに必要な措置を講じましたか		
		11	◎	収穫・調製・選別時の異物混入を防止する対策の実施	・収穫・調製・選別時の異物混入を防止する対策を講じていますか		
包装	食品安全	12	◎	安全で清浄な包装容器の使用	・手洗い設備やトイレ設備を設置していますか		
運搬	食品安全	13	○	貯蔵・輸送時に、適切な温度管理を実施	・貯蔵・輸送時に、適切な温度管理を実施していますか		
廃棄物の処理	環境保全	14	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理	・廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の回収を行いましたか ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の処理を委託しましたか		
共通事項	技術・ノウハウ（知的財産の保護・活用	15	◎	農業者自らから開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段を決めるまで技術内容を秘匿しましたか ・活用手段を適切に権利化、秘匿、公開しましたか ・技術内容等を文書化しましたか ・秘密事項の管理規定を整備しましたか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	記録の保管	16	◎	農薬の使用に関する内容の記録・保存（生産履歴）	・農薬の使用に関する以下の内容の記録が保存されていますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
		17	◎	肥料の使用に関する内容の記録・保存（生産履歴）	・肥料の使用に関する内容の記録を保存 (記録事項例) ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等		
		18	◎	農作物の出荷に関する以下の記録の保存（JA 等への販売の委託を行う場合、JA 等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。）	・農作物の出荷に関する以下の記録が保存されていますか ①生産品の品名 ②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1 回又は 1 日毎） ⑤食品衛生法第 11 条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録		
	生産工程管理の実施	19	◎	点検・改善の実施	・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定していますか ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直していますか ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用していますか		
	記録の保存期間	20	◎	農作物の出荷に関する記録の保存	・農作物の出荷に関する記録については 1 ～ 3 年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定）保存されていますか ・農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存されていますか		

生産者用（例）【果樹】

◎ 必 須　○ 重 要　△ 努 力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	食品安全	1	◎	ほ場周辺環境の潜在的な汚染（微生物学的危害、化学的危害、物理的危害）源の確認と、それに対する適正な措置の実施	・降雨等により汚染物質等がほ場周辺から流入しないことを確認しましたか		
		2	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・研修会へ参加しましたか ・営農指導員等から指導を受けましたか		
		3	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	・無登録農薬や無登録農薬の疑いのある資材を購入していませんか		
	環境保全	4	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源植物の除去 ・抵抗性品種の導入 ・ほ場及びほ場周辺の清掃　等		
		5	○	必要に応じ土壌浸食を軽減する対策の実施	・等高線に沿った植栽等に取り組んでいますか		
	労働安全	6	○	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得研修を受講しましたか ・農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会を受講しましたか		
		7	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応	・農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善に取り組んでいますか ①危険箇所の表示板設置等の実施 ②農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ③ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ④高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ⑤暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ⑥寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ⑦粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施		
		8	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管等	・機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管を行っていますか ①機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ②中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ③機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ④機械等において指定された定期交換部品の交換 ⑤安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ⑥保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	事故後の備え	9	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入	・死亡やけがに備え、労働者災害補償保険等に加入（ただし、法令上の要件を満たす労働者等の加入は使用者の義務）していますか ・道路等での第３者を巻き込んだ事故に備え、任意保険に加入してますか ・事故により機械等が破損した場合に備え、任意保険に加入していますか		
	農薬・燃料等の管理	10	◎	農薬、燃料等の適切な管理	・冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬を保管しましたか ・毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所を表示していますか ・農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえをしていませんか ・火気がなく部外者が立ち入らない場所での燃料の保管していますか ・燃料のそばでの機械、工具の使用していませんか		
病害虫防除	環境保全	11	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握し防除の実施	・発生予察情報に基づく防除を実施しましたか		
		12	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・天敵や粘着版等農薬以外の防除手段を活用していますか		
		13	○	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、洗浄	・作業前に防除器具の洗浄を行いましたか		
	食品安全	14	◎	農薬使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を遵守て農薬を使用	・容器又は包装の表示内容（①適用作物、②使用量、③希釈倍数、④使用時期、⑤使用回数（使用前に記録簿を確認）、⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない）、⑦使用上の注意）を確認しましたか		
		15	○	農薬散布時の周辺作物への影響の回避	・ドリフト低減の対策は充分ですか（専用ノズルの使用、風の強さ・向き）		
	環境保全	16	○	農薬散布時の周辺住民等への影響の回避	・無風又は風が弱いとき等、近隣への影響が少ない天候の日や時間帯に散布していますか ・周辺住民に対し、事前に農薬散布について十分周知を行いましたか ・飛散の少ない形状の農薬やノズルを使用していますか		
		17	○	農薬の使用残りの調製液、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水の適正な処理	・資格のある産業廃棄物業者に処理を委託しましたか		
施肥	食品安全	18	◎	たい肥を使用する場合は、適切に生産されていることを確認し、作物や農場等を汚染しないように保管	・たい肥に添付されている表示上を確認していますか ・作物や農場等を汚染しないよう保管していますか		
	環境保全	19	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・適切な土壌改良資材の選択・施用を行いましたか		
		20	○	県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施	・県栽培指針、ＪＡの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を実施していますか		
灌水	食品安全	21	○	使用する水の水源（水道、井戸水、開放水路、ため池等）の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善措置の実施	・使用する水の水源（水道、井戸水、開放水路、ため池等）の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善措置が行われていますか		
栽培期間中	環境保全	22	◎	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施	・環境省への許可取得申請をしましたか ・使用後のハチを確実に殺処分しましたか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
収穫・出荷	食品安全	23	◎	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な取扱と洗浄	・トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な取扱や洗浄を実施していますか		
		24	◎	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・適切な排水設備が整備されていますか ・適切に廃棄物を処理していますか ・定期的に清掃を行っていますか		
		25	◎	手洗い設備やトイレ設備の適切な設置と衛生管理の実施	・手洗い設備やトイレ設備を設置していますか		
		26	◎	施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な措置の実施	・施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な措置を講じましたか		
		27	◎	安全で清浄な包装容器の使用	・安全で清浄な包装容器の使用しましたか		
		28	◎	収穫・調製・選別時の異物混入を防止する対策の実施	・収穫・調製・選別時の異物混入を防止する対策を講じていますか		
廃棄物の処理	環境保全	29	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理	・廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の回収を行いましたか ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の処理を委託しましたか		
共通事項	食品安全	30	○	作業者の健康管理の実施、手洗いの励行、履物の清潔さの保持、外傷の被覆、訪問者など部外者への適切な対応（衛生管理ルールを遵守させること）	・作業の前後に手洗いを実施していますか ・汚れた靴や衣服のままで調製作業をしていませんか		
	農作業安全	31	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・危険を伴う作業に関する対策を実施していますか ①酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ②高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ③未熟な農作業者に対する熟練者による監視 ④準備体操や整理体操の実施 ⑤１日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ⑥定期的な健康診断の受診		
	服装及び保護具の着用等	32	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・安全に作業を行うため、服装や保護具の着用、保管がなされていますか ①転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用 ②飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用 ③回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等の着用 ④高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 ⑤粉塵のある作業場所における、防塵メガネや防塵マスク等の着用 ⑥防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	機械等の利用	33	○	機械、装置、器具等の適正な使用方法や配慮事項の実施	・機械、装置、器具等を適正に使用していますか ①機械等の取扱説明書の熟読、保管 ②機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定 ③乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結 ④歩行型トラクター使用時の、後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認 ⑤刈払機使用時の、部外者の立入禁止 ⑥脚立の固定金具の確実なロック		
	エネルギーの節減対策	34	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修がおこなわれていますか ・適切な温度管理 ・不必要な照明の消灯 ・エネルギー効率の良い機種の選択　等		
	廃棄物の処理	35	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却ていませんか ・住居集合地域では燃焼に伴って悪臭が生じるものを野外で大量に焼却していませんか ・剪定枝を野外で焼却していませんか		
		36	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元）していますか ・たい肥資材、飼料、敷料等への用途に仕向ける等有効活用していますか		
	記録・保存	37	◎	農薬の使用に関する内容を記録・保存（生産履歴）	・農薬の使用に関する以下の内容について記録していますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
	記録・保存	38	◎	肥料の使用に関する内容を記録・保存（生産履歴）	・肥料の使用に関する内容について記録していますか （記録事項例） ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等		
		39	◎	種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	・種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等を保存してますか		
		40	◎	点検・改善の実施	・点検項目（チェックリスト）を確認して、農作業を行い、取組内容（取引先からの情報提供を含む）を記録しましたか ・点検項目（チェックリスト）と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存していますか		
		41	◎	農作物の出荷に関する記録の保存	・農作物の出荷に関する記録については１～３年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定）保存されていますか ・農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存されていますか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

（４）きのこ（菌床きのこ栽培）

菌床きのこ栽培の一般的生産工程図（例）

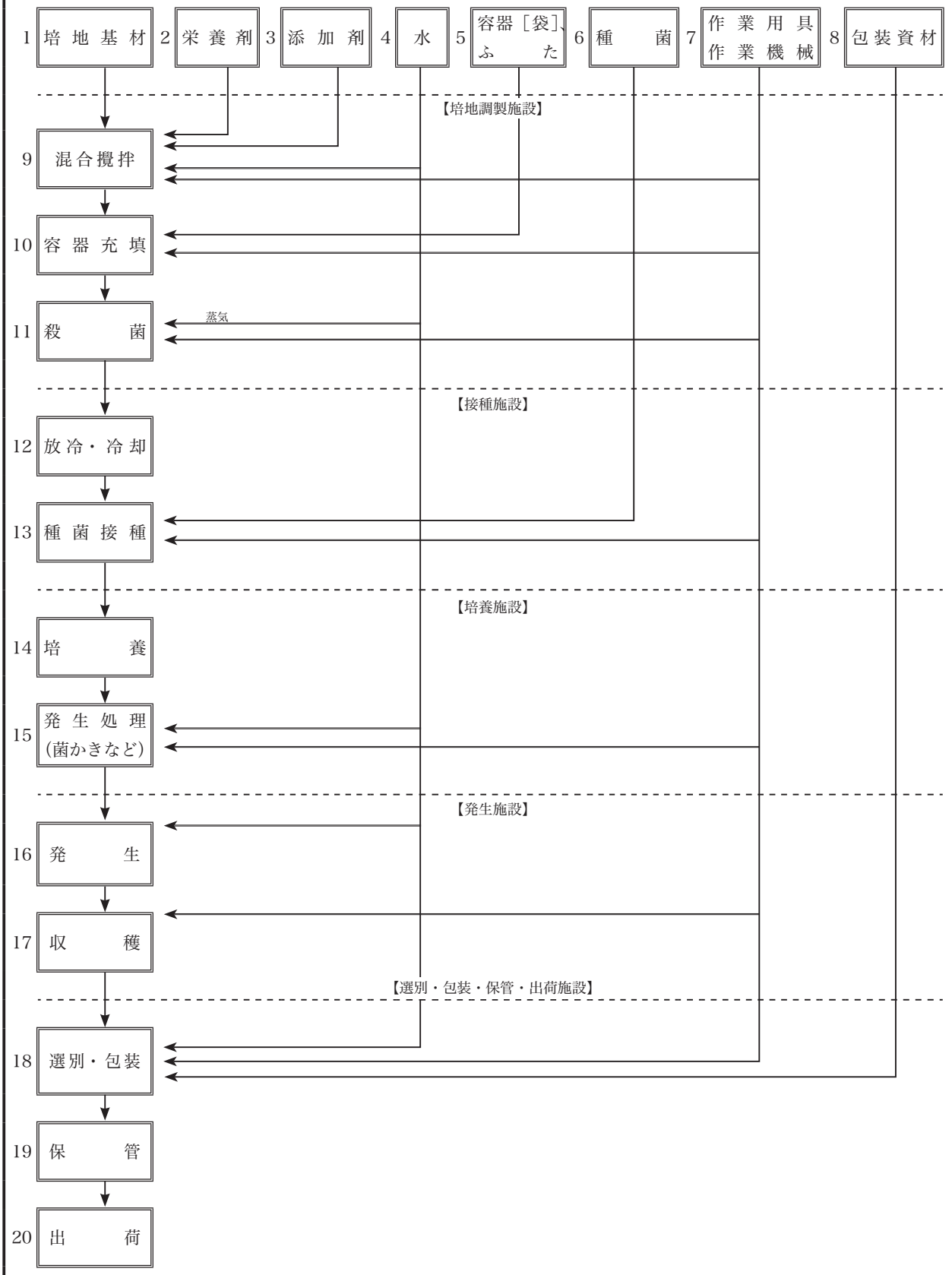

菌床きのこ栽培の生産工程とリスク管理の内容

エリア	管理対象	食品危害要因	危害をもたらす要因	対策方法	備考
培地調製（混合攪拌・容器充填）・殺菌工程					
培地調製施設	・培地調製施設	・異物	・培地調製施設の衛生管理不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・培地調製施設の清潔さ維持 ・ネズミ・キノコバエ・ダニなどの防除と駆除	
	・培地基材	・重金属等の有害物質（注１）	・培地基材自体の汚染 ・保管管理不良	・購入伝票等による培地基材の安全性、品質の確認 ・適切な保管管理の実施	
	・栄養材	・重金属等の有害物質（注１）	・栄養材自体の汚染 ・保管管理不良	・購入伝票等による栄養材の安全性、品質の確認 ・適切な保管管理の実施	
	・添加材	・有害物質	・食品添加物以外の添加材の使用（注３） ・保管管理不良	・購入伝票等による食品添加物であることの確認（注２） ・適切な保管管理の実施	
	・水	・重金属等の有害物質（注１）	・原水自体の汚染	・水源が重金属等に汚染されていないことの確認	
	・容器〔袋〕、ふた	・有害物質 ・異物	・容器（袋）自体の材質不良 ・不適切な保管及び取り扱い	・購入伝票等による容器［袋］の材質の確認 ・保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い	
種菌接種・培養工程					
接種・培養施設	・接種・培養施設	・異物	・接種・培養施設の衛生管理不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・接種・培養施設の清潔さ維持 ・ダニ・キノコバエ・ガガンボなどの防除と駆除 ・ネズミなどの小動物が入り込まないよう施設点検と補修	
	・施設消毒	・有害物質	・不適切な施設消毒方法	・適切な施設消毒方法の徹底（菌床培地などへの付着防止）	
	・作業者の衛生	・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業服の清潔さ維持 ・帽子、専用の履物の着用	
発生・収穫工程					
発生施設	・発生施設	・異物	・発生施設の衛生管理不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・発生施設の清潔さ維持 ・ダニ・キノコバエ・ガガンボなどの防除と駆除 ・ネズミなどの小動物が入り込まないよう施設点検と補修	
	・水	・重金属等の有害物質（注１）	・原水自体の汚染	・水源が重金属等に汚染されていないことの確認	
	・作業用具	・異物	・作業用具の衛生管理（清掃、洗浄）不良	・作業用具の清潔さ維持とメンテナンス	
	・施設消毒	・有害物質	・不適切な施設消毒方法	・適切な施設消毒方法の徹底（菌床培地などへの付着防止）	
	・作業者の衛生	・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業服の清潔さ維持 ・帽子、専用の履物の着用	
選別・包装工程					
選別・包装施設	・作業者の衛生	・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業服の清潔さ維持 ・帽子、専用の履物の着用	
	・選別・包装施設	・異物	・選別・包装施設の衛生管理不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・選別・包装施設の清潔さ維持 ・ダニ・キノコバエ・ガガンボなどの防除と駆除 ・ネズミなどの小動物が入り込まないよう施設点検と補修	
	・容器 ・包装資材	・異物	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い	
	・作業用具・機械	・異物	・作業用具・機械の衛生管理不良	・作業用具・機械の清潔さ維持とメンテナンス	
保管・出荷工程					
保管・出荷	・保管施設（冷蔵庫など）	・異物	・保管施設（冷蔵庫）の衛生管理不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・保管施設（冷蔵庫）の清潔さ維持とメンテナンス ・ダニ・キノコバエ・ガガンボなどの防除と駆除 ・ネズミなどの小動物が入り込まないよう施設点検と補修	
	・容器、ふた	・異物	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い	
	・運搬車両	・異物	・運搬車両の衛生管理（清掃、洗浄）不良	・運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス	

（注１）産地の実態に応じたオプション事項（特に地域性のある事項）
（注２）菌床きのこ栽培の増収剤として使用することが望ましい食品添加物等は、以下のとおりである。
① コーデックスで規定する一日摂取許容量を特定または制限しないものとする。
② 有機農産物の日本農林規格の別表１及び３に掲げられるものとする。

産地等チェックシート（例）【菌床きのこ栽培】［生産部会とりまとめ表の例］

工程	産地［生産部会等］の取組（チェック項目）	チェック・実施率	○	△	×	備考（評価）	対応生産者用チェックリスト No.
共通事項	チェックシートの提出率	%					
	GAP や安全・安心などに関する研修会の開催等の情報提供を行ったか						
	記録の保持と必要に応じて消費者に適切な情報を提供したか						
	水道水以外を使用する生産者に水質検査を指導したか						
培地調整・殺菌	施設の整理・整頓・清掃の実施率	%					
	作業用具、機械の管理及び定期的なメンテナンスの実施率	%					
	培地基材等の安全性の確認が行われたか						
	生産資材の管理・保管が行われたか						
種菌接種・培養	施設の整理・整頓・清掃及び衛生管理が行われたか						
	作業用具、機械の管理及び定期的なメンテナンスが行われた						
	施設の消毒に当たって培地や子実体への付着防止が行われたか						
	作業者の衛生管理が適切に行われたか						
発生・収穫	施設の整理・整頓・清掃の実施率	%					
	作業用具、機械の定期的なメンテナンスが行われたか						
	収穫物は衛生的に取り扱われたか						
	施設の消毒に当たって培地や子実体への付着防止が行われたか						
	収穫日時、発生場所等の記録の記帳実施率	%					
選別・包装	収穫物の衛生的な取扱いが行われたか						
	施設の整理・整頓・清掃の実施率						
	選別・包装日・作業担当者などの記録の実施率						
	生産資材の適正な管理・保管の実施率						
	作業用具、機械の定期的な管理及びメンテナンスの実施率						
保管・出荷	収穫物の衛生的な取扱いが行われたか						
	施設の整理・整頓・清掃の実施率						
	作業用具、機械の管理及び定期的なメンテナンスの実施率						
	収穫日の区別や保管状態の記録が行われたか						
	生産資材の適正な管理・保管の実施率	%					
	運搬車両の適正な管理の実施率	%					
総合	一連の生産工程管理で改善が必要な事項についての検討の実施率	%					

※ チェック欄：十分：○、まあまあ十分：△、不十分：×

産地等チェックシート（例）【菌床きのこ栽培】［生産部会等への提出用の例］

生産者名	
住　　所	
電話番号	

※生産部会等記入欄

提　出　日	
確　認　日	
確認者名	

No.	工程	分類		チェック項目	頻度	チェック	備考（できなかった理由など）
1	共通事項	水（原水）	水（原水）	◎水源が明らかであるか（水道水・地下水・その他）	年　回		
2			水質検査	△水道水以外の原水を使用する場合、水質検査は実施したか	年　回		
3		作業者	教育訓練	◎衛生的な取扱いのための職場研修等を実施したか	年　回		
4		記録の保持	情報提供	◎記録の保持とＪＡなどへ情報提供を行ったか	随時		
5		農薬	受入	◎登録農薬を選定･確認し、購入伝票などを保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
6			保管	◎資材ごとに区分し、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	随時		
7				◎資材の入出庫管理記録を残し、保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
8	培地調製（混合撹拌・容器充填）・殺菌	培地調製施設 殺菌・放冷施設 作業用具・機械		◎培地調製、殺菌放冷施設は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	毎日		
9				◎作業用具・機械は、定期的なメンテナンスと点検を実施したか	月　回／毎日		
10				◎殺菌釜、ボイラーなどの設備管理記録を付け、その記録を残したか	毎日		
11		培地基材	受入	◎培地基材の品質、安全性を確認し、購入伝票などを保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
12			保管	◎資材ごとに区分し、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	随時		
13				◎資材の入出庫管理記録を残し、保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
14		栄養材	受入	◎栄養材の品質、安全性を確認し、購入伝票などを保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
15			保管	◎資材ごとに区分し、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しているか	随時		
16				◎資材の入出庫管理記録を残し、保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
17		添加材	受入	◎添加材の品質、安全性を確認し、購入伝票などを保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
18			保管	◎資材ごとに区分し、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	随時		
19				◎資材の入出庫管理記録を残し、保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
20		容器（袋）、ふた	受入	◎容器（袋）、ふたの品質、安全性を確認し、購入伝票などを保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
21			保管	◎資材ごとに区分し、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	随時		
22				◎資材の入出庫管理記録を残し、保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
23	種菌接種・培養	接種・培養施設	接種・培養施設	◎接種・培養施設は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	毎日		
24				◎作業用具・機械は、定期的なメンテナンスと点検を実施したか	月　回／毎日		
25				◎殺菌釜、ボイラーなどの設備管理記録を付け、その記録を残したか	毎日		
26			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はないか	毎日		
27				◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの防除または駆除管理記録を付け、保管したか	月　回 / 毎日		
28		施設消毒		◎使用した消毒剤に関する記録を残したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
29				◎菌床培地・子実体への消毒剤の付着防止に努めたか	随時		
30		作業者	衛生管理	◎衛生的で清潔な作業衣、帽子、履物を着用したか	毎日		
31				◎喫煙・喫食は定められた場所のみとしたか	毎日		
32			掃除用具	◎決められた場所に保管し、常時使用できる状態にしたか	毎日		

No.	工程	分類		チェック項目	頻度	チェック	備考（できなかった理由など）
33	発生・収穫	発生施設	発生施設	◎発生施設は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	毎日		
34				◎作業用具・機械は、定期的なメンテナンスと点検を実施したか	月　回／毎日		
35				◎空調などの設備管理記録を付け、その記録を残したか	毎日		
36			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はないか	毎日		
37				◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの防除または駆除管理記録を付け、保管したか	月　回 / 毎日		
38		作業用具（収穫）		◎収穫作業用具の清潔な管理に努めたか	毎日		
39				◎収穫物に異物が混入していないか目視等での確認に努めたか	毎日		
40				◎収穫日時・発生場所の区分・作業者などを記録し、その記録を残しているか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	毎日		
41		施設消毒		◎使用した消毒剤に関する記録を残したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
42				◎菌床培地・子実体への消毒剤の付着防止に努めたか	随時		
43		作業者	衛生管理	◎衛生的で清潔な作業衣、帽子、履物を着用したか	毎日		
44				◎喫煙・喫食は定められた場所のみとしたか	毎日		
45			掃除用具	◎決められた場所に保管し、常時使用できる状態にしたか	毎日		
46	選別・包装	作業者	衛生管理	◎衛生的で清潔な作業衣、帽子、履物を着用したか	毎日		
47				◎喫煙・喫食は定められた場所のみとしたか	毎日		
48			掃除用具	◎決められた場所に保管し、常時使用できる状態にしたか	毎日		
49		選別・包装施設	選別・包装施設	◎選別・包装施設内は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	毎日		
50				◎異物が混入していないか目視等での確認に努めたか	毎日		
51				◎選別・包装日、ロット区分、作業担当者などを記録し、その記録を残したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	毎日		
52			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はないか	毎日		
53				◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの防除または駆除管理記録を付け、保管したか	月　回 / 毎日		
54		容器、ふた包装資材		◎容器、ふた、包装資材は、衛生的に管理・保管したか	毎日		
55		作業用具・機械		◎作業用具・機械は、定期的なメンテナンスと点検を実施したか	月　回／毎日		
56	保管・出荷	作業者	衛生管理	◎衛生的で清潔な作業衣、帽子、履物を着用したか	毎日		
57				◎喫煙・喫食は定められた場所のみとしたか	毎日		
58			掃除用具	◎決められた場所に保管し、常時使用できる状態にしたか	毎日		
59		保管・出荷施設	保管施設（冷蔵庫）	◎保管施設（冷蔵庫）は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	毎日		
60				◎設備・器具類は、定期的なメンテナンスと清掃を実施したか	月　回 / 毎日		
61				◎計測機器類は、定期的に校正し、その実施記録を残したか	月　回		
62				◎収穫日が、区別できるよう管理したか	毎日		
63				◎保管中の温度を定期的に計測・記録し、その記録を残したか	毎日		
64			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はないか	毎日		
65				◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの防除または駆除管理記録を付け、保管したか	月　回 / 毎日		
66		容器		◎容器は、衛生的に管理・保管したか	随時		
67		運搬車両		◎運搬車両の清掃を行ったか容器は、衛生的に管理・保管したか ◎運搬車両のメインテナンスを行ったか	毎日		
68	総合			◎一連の生産工程管理で改善が必要な事項について検討を行ったか。	随時		

※ ◎は推奨項目、△は産地の実態に即した選択項目として、例示しました。
※ チェック欄：十分：○、まあまあ十分：△、不十分：×
※ このチェックリストを参考に、対象者別・生産工程管理別・頻度別等、産地の実態に即した使い易いチェックリストを創意工夫の上、作成しましょう。

（５）きのこ（原木しいたけ栽培）

原木しいたけの一般的生産工程図（例）

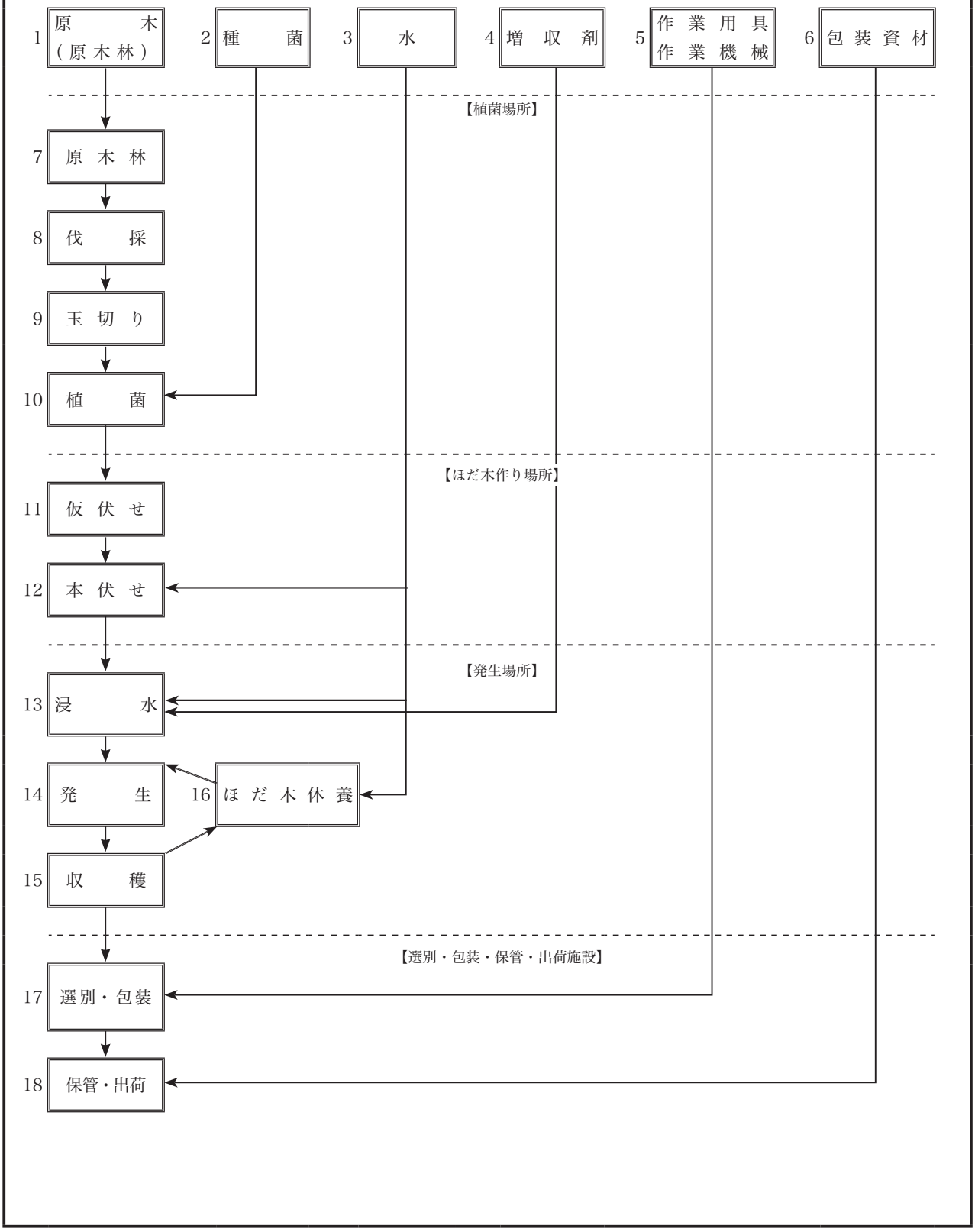

原木しいたけ栽培の生産工程とリスク管理の内容

エリア	管理対象	食品危害要因	危害をもたらす要因	対策方法	備考
植菌（原木伐採、玉切り、植菌）工程					
植菌場所	・原木林	・重金属等の有害物質（注1）	・原木林自体の汚染	・原木林が重金属等に環境汚染されていないか確認	
	・原木	・重金属等の有害物質（注1）	・原木自体の汚染	・購入伝票等による原木の安全性の確認	
	・農薬	・登録のない農薬等 ・基準値以上の残留農薬	・生産者の保管管理不良 ・薬剤散布日程管理及び散布方法の不備	・適切な保管管理と購入伝票等による登録農薬の確認 ・登録農薬の使用と農薬使用基準の遵守の徹底	
ほだ木作り（仮伏せ、本伏せ）工程					
本伏せ・仮伏せ場所	・水	・重金属等の有害物質（注1）	・原水自体の汚染	・水源が重金属等に汚染されていないことの確認	
発生・収穫（浸水、発生、収穫）工程					
発生施設	・発生舎	・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業服の清潔さ維持	
	・水	・重金属等の有害物質（注1）	・発生舎の衛生管理不良 ・ネズミ、キノコバエなどの侵入	・発生舎の清潔さ維持 ・ネズミ、キノコバエなどの生息点検と防除（施設点検、補修、清掃、駆除）	
	・増収剤	・有害物質	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い	
	・作業用具	・異物	・作業用具・機械の衛生管理不良	・作業用具・機械の清潔さ維持とメンテナンス	
選別・包装工程					
選別・包装施設	・作業者の衛生	・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業服の清潔さ維持	
	・選別・包装施設	・異物	・選別・包装施設の衛生管理不良 ・ネズミ、キノコバエなどの侵入	・選別・包装施設の清潔さ維持 ・ネズミ、キノコバエなどの生息点検と防除（施設点検、補修、清掃、駆除）	
	・容器 ・包装資材	・異物	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い	
	・作業用具・機械	・異物	・作業用具・機械の衛生管理不良	・作業用具・機械の清潔さ維持とメンテナンス	
保管・出荷工程					
保管・出荷	・保管施設（冷蔵庫）	・異物	・保管施設（冷蔵庫）の衛生管理不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・保管施設（冷蔵庫）の清潔さ維持とメンテナンス ・小動物・衛生昆虫の生息点検と防除（施設点検、補修、清掃、駆除）	
	・容器	・異物	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い	
	・運搬車両	・異物	・運搬車両の衛生管理（清掃/洗浄）不良	・運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス	

（注１）産地の実態に応じたオプション事項（特に地域性のある事項）

（注２）原木しいたけ栽培の増収剤として使用することが望ましい食品添加物等は、以下のとおりである。

① コーデックスで規定する一日摂取許容量を特定または制限しないものとする。

② 有機農産物の日本農林規格の別表１及び３に掲げられるものとする。

産地等チェックシート（例）【原木しいたけ栽培】［生産部会とりまとめ表の例］

工程	産地［生産部会等］の取組（チェック項目）	チェック・実施率	○	△	×	備考（評価）	対応生産者用チェックリスト No.
共通事項	チェックシートの提出率	%					
	GAP や安全・安心などに関する研修会の開催等の情報提供を行ったか						
	記録の保持と必要に応じて消費者に適切な情報を提供したか						
	水道水以外を使用する生産者に水質検査を指導したか						
植菌	原木生育場所の環境汚染の有無の確認を指導したか						
	原木の受け入れ記録と管理の実施率	%					
	種菌の受け入れ記録と管理の実施率	%					
	植菌日、はだ場の区分、作業者などの記録の実施率	%					
ほだ木作り	登録農薬は、基準どおり使用されたか						
	ほだ場周辺で除草剤を使用する場合に、原木への飛散防止が行われたか						
発生・収穫	施設の整理・整頓・清掃の実施率	%					
	増収材は適切に適正に管理・保管が行われたか						
	収穫物の衛生的な取扱いが行われたか						
	ほだ場周辺で除草剤を使用する場合に、原木への飛散防止が行われたか						
選別包装	収穫物の衛生的な取扱いが行われたか						
	選別、包装日、作業者などの記録の実施率	%					
	定期的な各施設・機械の清掃・点検の実施率	%					
保管出荷	収穫物の衛生的な取扱いが行われたか						
	施設の整理・整頓・清掃の実施率	%					
	定期的な各施設・機械の清掃・点検の実施率	%					
総合	一連の生産工程管理で改善が必要な事項について検討の実施率	%					

※ チェック欄：十分：○、まあまあ十分：△、不十分：×

産地等チェックシート（例）【原木しいたけ栽培】［生産部会等への提出用の例］

生産者名	
住　　所	
電話番号	

※生産部会等記入欄

提　出　日	
確　認　日	
確認者名	

No.	工程	分類		チェック項目	頻度	チェック	備考（できなかった理由など）
1	共通事項	水（原水）	水（原水）	◎水源が明らかであるか（水道水・地下水・その他）、上流の環境汚染の有無を確認したか	年　回		
2			水質検査	△水道水以外の原水を使用する場合、水質検査を実施したか	年　回		
3		作業者	教育訓練	◎衛生的な取扱いのための職場研修等を実施したか	年　回		
4		記録の保持	情報提供	◎記録の保持とＪＡなどへ情報提供を行ったか	随時		
5		農薬	受入	◎登録農薬を選定・確認し、購入伝票などを保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
6			保管	◎資材ごとに区分し、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	随時		
7				◎農薬の入出庫管理記録を残し、保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
8	植菌	原木	受入	◎原木生育場所の環境汚染の有無の確認をしたか	随時		
9				◎原木の産地及び入荷日等の記録を残したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
10		種菌	受入	◎種菌に関する記録を残したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
11			植菌	◎植菌日・ほだ場の区分・作業者などを記録し、その記録を残したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
12	ほだ木作り	農薬	農薬散布	◎登録農薬を使用基準どおり使用したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
13		薬剤散布	薬剤散布	◎ほだ場周辺で除草剤を使用する場合は、原木への薬剤の飛散防止に配慮したか	随時		
14	発生・収穫	発生舎	発生舎	◎発生舎は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	毎日		
15			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はないか	毎日		
16				◎ネズミ・キノコバエなどの防除または駆除の管理記録を残し、保管したか	月　回 / 毎日		
17		増収剤	受入	◎増収材は購入先に成分を確認し、購入伝票などを保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
18			保管	◎増収材は、資材ごとに区分し、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	随時		
19				◎増収材の入出庫管理記録を残し、保管したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
20			使用基準	◎増収材は、使用基準どおり使用したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	随時		
21		作業用具（収穫）		◎収穫作業用具の清潔さを確認したか	毎日		
22				◎収穫物に異物が混入していないか目視等で確認したか	毎日		
23		薬剤散布	薬剤散布	◎ほだ場周辺で除草剤を使用する場合は、原木への薬剤の飛散防止に配慮したか	毎日		
24	選別・包装	作業者	衛生管理	◎衛生的で清潔な作業衣、帽子、履物を着用したか	毎日		
25				◎喫煙・喫食は定められた場所のみとしたか	毎日		
26			掃除用具	◎掃除用具は決められた場所に保管し、常時使用できる状態にしたか	毎日		
27		選別・包装施設	選別・包装施設	◎選別・包装施設内は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	毎日		
28				◎封ろうなどの異物が混入していないか目視等で確認したか	毎日		
29				◎選別・包装日、ロット区分、作業者などを記録し、その記録を残したか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしたか】	毎日		
30			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はないか	毎日		
31				◎ネズミ・キノコバエなどの防除または駆除の管理記録を残し、保管したか	月　回 / 毎日		

No.	工程	分　類		チェック項目	頻度	チェック	備考（できなかった理由など）
32		容器 包装資材		◎容器・包装資材は、衛生的に管理・保管したか	毎日		
33		作業用具・機械		◎作業用具・機械は、定期的なメンテナンスと清掃を実施したか	月　回／毎日		
34	保管・出荷	保管・出荷施設	保管・出荷施設	◎保管施設（冷蔵庫）は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか	毎日		
35				◎設備・器具類は、定期的なメンテナンスと清掃を実施したか	月　回 / 毎日		
36				◎保管中の温度を定期的に計測・記録し、その記録を残したか	毎日		
37			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はないか	毎日		
38				◎ネズミ・キノコバエなどの防除または駆除の管理記録を残し、保管したか	月　回 / 毎日		
39		容器		◎容器は、衛生的に管理・保管したか	随時		
40	総合			◎一連の生産工程管理で改善が必要な事項について検討を行ったか。	年　回		

※ ◎は推奨項目、△は産地の実態に即した選択項目として、例示しました。
※ チェック欄：十分：○、まあまあ十分：△、不十分：×

（６）飼料作物

飼料作物の一般的生産工程図（例）

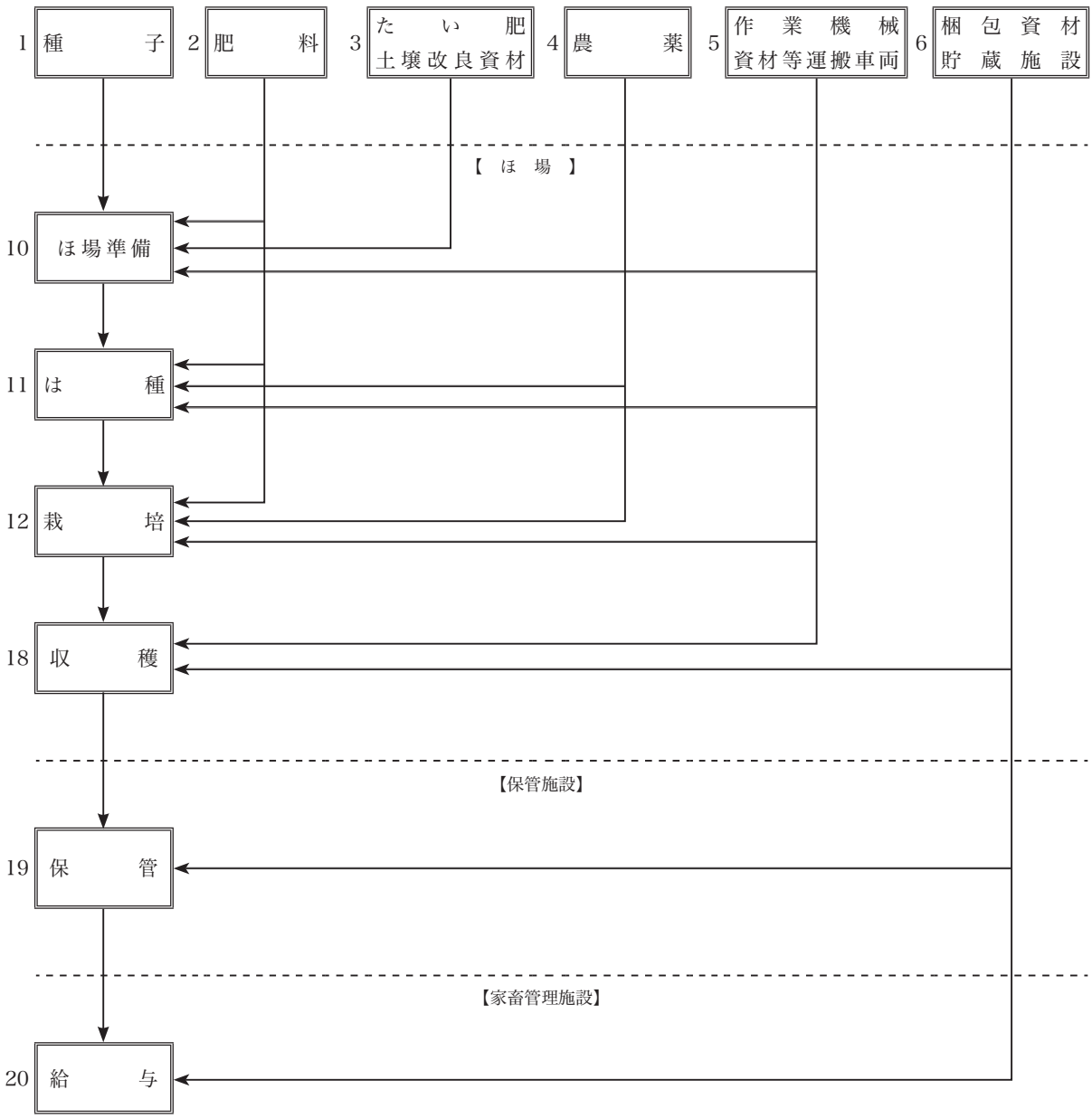

ほ場準備　・たい肥、土壌改良資材、肥料の施用
　　・耕起砕土、整地など
栽　培　・農薬散布、病害虫防除
　　・追肥　など

飼料作物の生産工程とリスク管理の内容

エリア	管理対象	食品危害要因	危害をもたらす要因	対策方法	備考
ほ場準備・は種・栽培・収穫工程					
ほ場	・土壌	・重金属等有害物質	・前作、土地の生産履歴 ・周辺環境の汚染	・前作、土地の生産履歴の確認 ・有害物質による汚染はないか周辺環境の確認、廃棄物の処理	
	・種子	・病原微生物	・種子の保管管理不良	・購入元の種子証明書・購入伝票等による確認	
	・農薬	・登録のない農薬等 ・基準値以上の残留農薬	・作業者の保管管理不良 ・農薬の使用方法の不適	・適切な保管管理と購入伝票等による登録農薬の確認 ・登録農薬の使用と農薬使用基準の遵守の徹底 ・発生予察情報等に基づく防除適期の把握と地域の防除指針に従った的確な防除	
	・肥料 ・堆肥 ・土壌改良資材	・重金属 ・病原微生物 ・硝酸性窒素	・肥料、堆肥の原材料等による汚染 ・保管時の衛生管理不良 ・未熟堆肥の施用 ・過剰な堆肥施用	・購入伝票等による原材料等の確認 ・適切な保管環境の維持 ・完熟堆肥の適正量の施用	
	・栽培管理	・雑草混入	・雑草防除の不適	・防除適期の把握と地域の防除指針に従った適時・的確な防除	
	・作業機械 ・資材等運搬車両	・病原微生物 ・異物混入	・収穫作業機械、資材等運搬車両の管理（清掃、洗浄）不良 ・不適切な収穫作業及び取り扱い	・収穫作業機械、資材等運搬車両の点検維持 ・適正な収穫作業及び取り扱い	
	・梱包資材	・異物混入	・不適切な収穫作業及び取り扱い	・適正な収穫作業及び取り扱い	
保管工程					
保管施設	・梱包資材 ・保管施設	・異物混入 ・かび ・病原微生物	・保管施設の管理不良 ・小動物・衛生害虫の侵入	・保管施設の清潔さ維持と適切なメンテナンス ・保管施設や収穫物の定期的な点検 ・小動物・衛生害虫の生息点検と防除（施設点検、補修、清掃、駆除）	
給与工程					
家畜管理施設	・梱包資材 ・家畜管理施設	・異物混入 ・病原微生物	・小動物・衛生害虫の混入 ・家畜管理施設の衛生管理不良	・適正な取り扱い	
	・給与作業	・異物混入	・作業者の給与方法の不適	・異物やかびの混入に注意した給与	

生産者用チェックシート（例）【飼料作物】

生　産　者　名	
飼　料　作　物　名	
ほ　　場	

No.	工程	分　類		チェック項目	チェック	備考（できなかった理由など）
1	ほ場準備・は種・栽培・収穫	土壌　（ほ場、周辺環境）		ほ場来歴やほ場の周辺環境を確認したか（飼料作物の栽培において問題がないことを確認したか）		
2				有害物質による汚染はないか周辺環境を確認したか		
3		種子	受入	購入伝票等を確認し、保管したか（会社名、採取年月日、生産地（国）、消毒処理が行われていればその方法等）		
4			は種	地域に適した品種を導入し、適正量播種したか		
5				作業日時・ほ場の区分・作業者などを記録し、その記録を残したか		
6		農薬・肥料・土壌改良資材	受入	登録農薬を各都道府県の病害虫防除基準に従って選定・確認したか、購入伝票等を保管したか		
7			保管	資材ごとに区分し、整理・整頓、清掃（３Ｓ）を実施したか		
8				農薬・肥料の受け払い管理記録を付け、その記録を残したか		
9			農薬散布	登録農薬を使用基準どおり使用したか		
10				周辺の農作物への飛散防止に配慮したか		
11				農薬の使用方法等について、定期的に研修等を受けたか		
12			堆肥	施用する堆肥は完熟しており、適正量であることを確認したか		
13				作業記録を付け、その記録を保管したか		
14		収穫	適期収穫	適期に収穫できたか		
15			雑草混入	雑草等が多量に混入していないか目視等で確認したか		
16				収穫日時・ほ場の区分・作業者・サイレージ調製剤の使用などを記録し、その記録を残したか		
17		作業機械・資材等運搬車両		作業機械・資材等運搬車両は、定期的なメンテナンスと清掃を実施したか		
18		梱包資材		梱包資材は衛生的に管理し、収穫作業は適切だったか		
19	保管	作業者	衛生管理	衛生的で清潔な作業衣、帽子、履物を着用したか		
20			掃除用具	決められた場所に保管し、常時使用できる状態にしたか		
21		保管施設		保管施設は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか		
22				保管施設の定期的なメンテナンスと収穫物の点検を実施したか		
23			小動物・衛生害虫	発生、侵入、棲息の痕跡はないか確認したか		
24				侵入防止や駆除に努め、その記録を残し、保管したか		
25	給与	作業者	衛生管理	衛生的で清潔な作業衣、帽子、履物を着用したか		
26			掃除用具	決められた場所に保管し、常時使用できる状態にしたか		
27		家畜管理施設	家畜管理施設	家畜管理施設は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施したか		
28				家畜管理施設は、定期的なメンテナンスと点検を実施したか		
29			小動物・衛生害虫	発生、侵入、棲息の痕跡はないか確認したか		
30				侵入防止や駆除に努め、その記録を残し、保管したか		
31		給与作業		異物やかび混入のないことを確認して給与したか		

※ チェック欄：十分：○、まあまあ十分：△、不十分：×
※ このチェックリストを参考に、対象者別・生産工程管理別・頻度別等、産地の実態に即した使い易いチェックリストを創意工夫の上、作成しましょう。

参考２　GAP の国内外の動向

（１）海外での GAP の動向

ヨーロッパでは､流通業者などが自主的に設立した欧州小売業組合が Eurep（ユーレップ）GAP を作成し、現在は GLOBALGAP となっています。食品の安全に加え、品質保証、環境保全、労働安全・福祉も目的として、登録を受けた認証機関が農業者や農業者グループを認証する認証制度も取り入れています。

最近、中国、タイなども輸出競争力を確保するため、GLOBALGAP と同レベルの GAP の策定・取組を進めており、GAP への取組は国際的に広がりつつあります。

（２）食品安全のための GAP の国際基準の状況

食品の規格基準を検討している国際的な委員会であるコーデックスでは、生鮮果実・野菜の衛生管理、かび毒の行動規範をとりまとめていますが、統一的な基準ではなく、ガイドライン的なものです。

安全な農産物を生産する方法は、気象条件、土壌条件などによって大きく異なります。このため、GAP の項目や内容は、それぞれの地域の条件を考慮して、工夫することが大切です。

安全な農産物を生産･提供するためには､自分たちの産地にどのような課題があるのか､その解決にはどのような取組が必要なのかを考え、チェックリストを作り、確実に実施することが必要です。

（３）国内での GAP の動向

国では、「食料･農業･農村基本計画」において、食の安全確保に係る施策の展開を図る中で､GAP の取組が重要であることを明記し、マニュアルの策定や支援事業等により推進しています。

国内では、大手スーパーのイオンが独自の GAP を導入している例や、GLOBAL の認証を取得している例等があります。

（４）日本 GAP（JGAP）協会

（４）の農業者ら、農業者主導により日本 GAP（JGAP）協会が 2005 年に設立され、農産物の安全、環境へ配慮、生産者の安全と福祉、農場経営と販売管理等についての GAP に取り組んでいます。

現在、GLOBALGAP と同等性の確認を行っている状況にあります。

参考及び引用文献

「食品安全のためのＧＡＰ」策定・普及マニュアル（初版）　農林水産省

入門ＧＡＰについて（たたき台）　農林水産省

標準的な GAP に関する諸事項の整理（案）　農林水産省